



採用に関するお問い合わせ

総務省大臣官房秘書課

〒100-8926 東京都千代田区霞が関2-1-2
中央合同庁舎第2号館7階

Tel. (代表)03-5253-5111 (内線21056/21151)
(直通)03-5253-5069・5072

https://www.soumu.go.jp/menu_syokai/saiyou/index.html
setsumeikai@soumu.go.jp



総務省

2023年度
業務案内



くらしの中に総務省

国家全体、津々浦々における生活の基盤となる諸制度を所掌し、国を支えるあらゆる省庁の中で、とりわけ幅広い行政機能を担っている「総務省」。

その所掌範囲は、国の基本的な行政制度の管理・運営から地方自治制度の企画、消防・防災への対応や、情報通信技術（ICT）を活用した様々な政策の推進まで、多岐にわたっています。

少子高齢化の進展や地方間格差の拡大、国際競争力の強化など、従前から我が国が直面している課題に加え、新型コロナウイルス感染拡大により顕在化した課題の解決のため、社会全体のデジタル変革（DX）の加速とグリーン社会の実現、次なる時代に向けた持続可能な社会基盤、そして地方財政基盤の確保などに向け、様々な施策を推進しています。

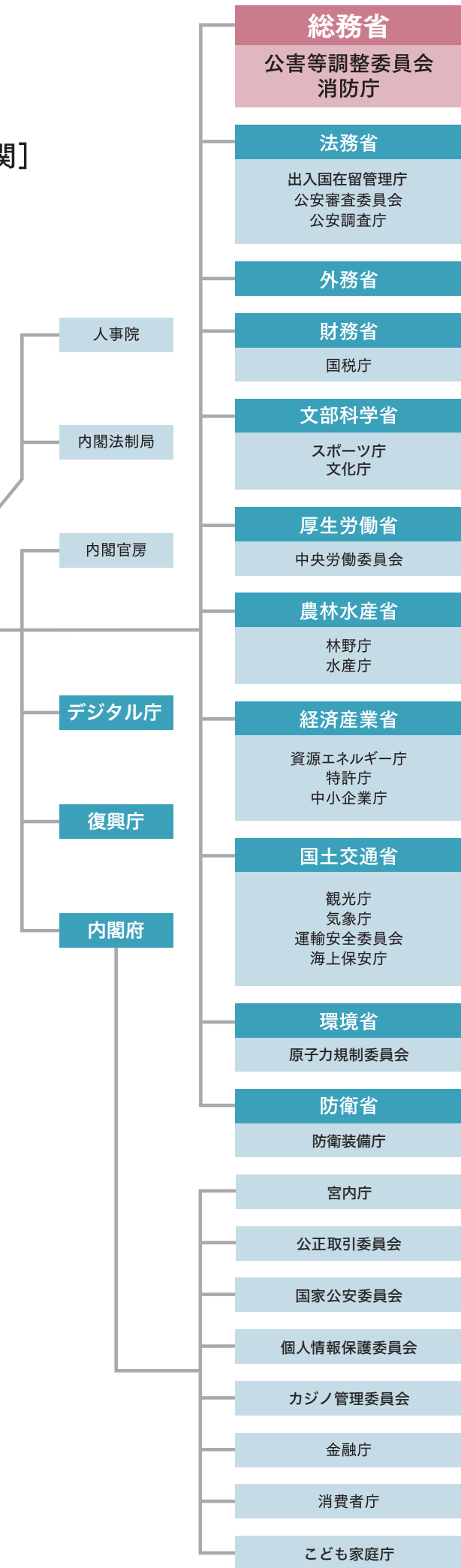
これからも私たちは、「総（すべ）て」を「務（つと）める」省として、新時代の日本を創造すべく、我が国の行政を担っていきます。



総務省



[国の行政機関]



総務省

公害等調整委員会
消防庁

法務省

出入国在留管理庁
公安審査委員会
公安調査庁

外務省

財務省

国税庁

文部科学省

スポーツ庁
文化庁

厚生労働省

中央労働委員会

農林水産省

林野庁
水産庁

経済産業省

資源エネルギー庁
特許庁
中小企業庁

国土交通省

観光庁
気象庁
運輸安全委員会
海上保安庁

環境省

原子力規制委員会

防衛省

防衛装備庁

宮内庁

公正取引委員会

国家公安委員会

個人情報保護委員会

カジノ管理委員会

金融庁

消費者庁

こども家庭庁

(令和5年7月現在)

Ministry of Internal Affairs and Communications

CONTENTS

- メッセージ 1
- 総務省の組織 3
- 特集 4
 - 行政管理・評価部局 5
 - 地方自治部局 7
 - 情報通信部局 9
- 各部局業務紹介
 - 大臣官房 11
 - 国家行政のマネジメントとその改革 13
 - 行政管理局 15
 - 行政評価局 17
 - 統計局 19
 - 政策統括官(統計制度担当) 21
 - 政策統括官(恩給担当) 23
 - 公害等調整委員会 24
 - 「地方分権時代」への新たな展開 25
 - 自治行政局 27
 - 自治財政局 29
 - 自治税務局 31
 - 消防庁 33
 - ICTによる成長戦略の実現 35
 - 国際戦略局 37
 - 情報流通行政局 39
 - 総合通信基盤局 41
 - サイバーセキュリティ統括官 43
 - 施設等機関・特別の機関 44
 - 審議会等・地方支分部局 45
 - 総務省の沿革 47
 - エンドメッセージ 49

地域課題の解決を通じた 持続可能な地域社会の実現

国家の基盤と人々の暮らしを支える「総務省」。
私たちが、これからの日本社会のためにいま取り組んでいる施策の一端をご紹介します。

総務省では、新しい資本主義やデジタル田園都市国家構想に基づき、我が国を取り巻く環境変化や国内における構造的課題に対応し、デジタル変革への対応、グリーン化の推進、活力ある地域づくり、内外の環境変化への対応に取り組むとともに、安全・安心なくらしの実現、地方行財政基盤・持続可能な社会基盤を確保といった取組を推し進めています。

「持続可能な地域社会」を実現するために。

「総務省重点施策2023」より

急速に変化する社会に対応できる行政の実現

公的統計の総合的な品質の向上に向けて

デジタル変革による活力ある地域社会の実現

防災・減災、国土強靱化の推進による安全・安心なくらしの実現

2030年頃の我が国の未来の姿を見据えた情報通信政策の方向性

インターネット上の違法・有害情報に立ち向かう

総務省の組織

総務大臣
総務副大臣(2) 総務大臣政務官(3) 総務大臣補佐官

総務事務次官 総務審議官(3)

施設等機関

- 統計研究研修所
- 情報通信政策研究所
- 自治大学校

特別の機関

- ※事件ごとに総務大臣が任命
- 「自治紛争処理委員」
- 政治資金適正化委員会
- 中央選挙管理会

審議会等

- ・電気通信紛争処理委員会
- ・国地方係争処理委員会
- ・独立行政法人評価制度委員会
- ・官民競争入札等監視委員会
- ・情報公開・個人情報保護審査会
- ・行政不服審査会
- ・地方財政審議会
- ・国立研究開発法人審議会
- ・情報通信行政郵政行政審議会
- ・情報通信審議会
- ・政策評価審議会
- ・恩給審査会
- ・統計委員会
- ・電波監理審議会

地方支分部局

- 沖縄総合通信事務所
- 総合通信局(10)
- 沖縄行政評価事務所
- 四国行政評価支局
- 管区行政評価局(7)

大臣官房	官房長 総括審議官(3) 政策立案総括審議官 公文書監理官 サイバーセキュリティ・情報化審議官	地域力創造審議官 審議官(13) 参事官(9)	秘書課 総務課 会計課 企画課 政策評価広報課
行政管理局	局長	企画調整課 調査法制課 管理官(8)	
行政評価局	局長	総務課 企画課 政策評価課 行政相談企画課 評価監視官(7)	行政相談管理官
自治行政局	局長	行政課 住民制度課 市町村課	地域力創造グループ 参事官 地域政策課 地域自立応援課
自治財政局	局長	財政課 調整課 交付税課 地方債課 公営企業課	財務調査課
自治税務局	局長	企画課 都道府県税課 市町村税課 固定資産税課	
国際戦略局	局長 次長	国際戦略課 技術政策課 通信規格課 宇宙通信政策課 国際展開課	国際経済課 国際協力課 参事官
情報流通行政局	局長	総務課 情報通信政策課 情報流通振興課 情報通信作品振興課 地域通信振興課	放送政策課 放送技術課 地上放送課 衛星・地域放送課 参事官
総合通信基盤局	局長	総務課 電気通信事業部 部長 事業政策課 料金サービス課	データ通信課 電気通信技術システム課 安全・信頼性対策課 基盤整備促進課 利用環境課
統計局	局長	総務課 事業所情報管理課 統計情報利用推進課 統計情報システム管理官	統計調査部 消費統計課 部長 調査企画課 国勢統計課 経済統計課
政策統括官		統計企画管理官 統計審査官(3) 統計調整官 国際統計管理官 恩給管理官	
サイバーセキュリティ統括官		参事官(2)	
公害等調整委員会	委員長 委員(6) 事務局長 次長	総務課 審査官(9)	
消防庁	長官 次長 審議官	総務課 消防・救急課 予防課	国民保護・防災部 部長 防災課 参事官(3)
		施設等機関	消防大学校 審議会等
			消防審議会

(注) 組織図は政令以上で規定される主要組織のみを示している。(令和5年7月現在)



急速に変化する社会に対応できる行政の実現

◆目指すべき我が国の行政の将来像

少子高齢化やグローバル化等の社会経済構造の急速な変化やコロナ禍のような予期せぬ課題への対応など、我が国の行政が直面する課題は、複雑・困難さの度合いを増しています。このような状況下では、社会の現在地を正しく知り、どのように理想とする社会にたどり着くかを考え、政策を柔軟に軌道修正し、社会を前に進めていくことが重要です。

難しいことのように聞こえるかもしれませんが、政策というツールを用いて社会を良くしたいという思いは、全ての国家公務員に通じる、業務へのモチベーションそのものではないでしょうか。

◆政策効果の把握・分析の取組

いま、政府全体で、可能な限りデータやエビデンスに基づいて政策の効果の把握し、より効果的なものとなるよう政策を見直し、ブラッシュアップしていく取組が進められています。

こうした機運の中、総務省も、政策評価という機能をハブとして、各府省の政策の立案、改善に役立つ情報を産み出すことができるよう、政策効果の把握・分析手法の研究を進めるとともに、得られたノウハウも踏まえ、各府省の取組を支援しています。

具体的には、各府省の政策担当者と二人三脚で、個別の政策について、解決したい課題や目指すべき姿(目標)は何か、解決のためにどのような手段があるのか、目標に向かって進んでいるかをどのように測るのか、進んでいない場合はどのように改善していくのかといった政策立案の思考回路を整理するとともに、効果の把握に必要なデー

タを収集し、実際に効果を分析して、政策の改善に繋げる取組を進めています。例えば、救急車の出動件数の増加という課題に対する対応策として、総務省消防庁が導入を進めている救急車を呼んだほうがいいか相談できるサービスの効果について、先行導入地域と未導入地域を比較した結果、先行導入地域では急病搬送人数が減少傾向にあり、効果を確認できました。この結果を未導入地域に周知することで、サービスの全国展開に繋がることが期待されます。

◆よりよい行政の実現に向けて

政策には、これが最適という準備された答えはありません。より良い政策形成には、様々なデータ等を用いて試行錯誤しながら少しずつでも改善していくことが重要です。総務省は、各府省の新たな挑戦や前向きな軌道修正を後押しし、政府全体の政策の質を高めることを通じて、社会経済情勢の変化に対応できる行政を実現していきます。



公的統計の総合的な品質の向上に向けて

◆公的統計の重要性の高まり

我が国では、人口減少やデジタル技術の発展など社会経済が急速に変化し、直面する課題は一層複雑化・困難化しています。こうした状況に対応するため、社会経済の現状や変化を的確に把握できる公的統計の役割は、ますます重要となっています。特に、近年、国の行政機関や地方公共団体において、いわゆる証拠に基づく政策立案(EBPM: Evidence-Based Policy Making)の取組が求められていますが、公的統計は、EBPMを支える情報を提供し、これを推進する基盤となっています。

こうした公的統計が、社会の情報基盤としての役割を十分に果たすためには、統計のユーザー等にとって信頼できる、有用な情報が継続的に提供されることが不可欠です。このため、公的統計への不信を招く不適切事案が発生したことも受けて、政府では、総合的品质管理(TQM: Total Quality Management)の考えに基づく取組の推進や、これを支える体制の整備など、「総合的な品質の高い公的統計」を適時かつ確実に提供することを目指し、令和5年3月に閣議決定した「公的統計の整備に関する基本的な計画」等に基づき、取組を進めています。

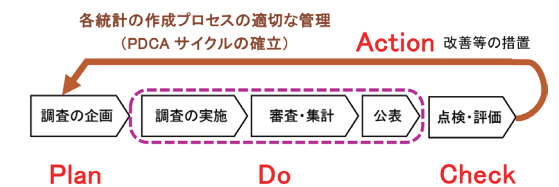
◆公的統計の総合的品质管理の推進

統計には様々な誤差要因が存在し、作成プロセスにおいて不測の誤りが発生する可能性は常にあることから、統計作成プロセスにおいてPDCAサイクルを確立し、統計の品質確保・向上に継続的に取り組むことが重要です。このため、統計作成府省では、総合的品质管理の考

えに基づき、業務マニュアルの整備・更新や、点検・評価の実施体制の整備等を進め、点検・評価を計画的に実施するなど、自立的・主体的なPDCAサイクルの確立・定着に向けて取組を推進していくこととしています。

総務省は、こうしたPDCAサイクルによる公的統計の品質確保・向上のための取組について、政府共通のガイドライン等を策定するとともに、各府省の実施状況等を確認し、各府省の統計調査計画と点検・評価結果を併せて公表するなど、統計作成プロセスの透明化等を推進しています。また、「統計監理官」に任用した専門家を中心に、客観的な立場から、「統計作成プロセス診断」を実施し、必要な助言・支援等を行うなどにより、各府省における自立的・主体的な取組の更なる充実・実効性確保を図っていくこととしています。

さらに、こうした取組を支える体制として、各府省の統計の総括責任者を支え、統計の品質管理全般の中核を担う「統計品質管理官」を、総務省に一元的に配置して、各府省に派遣する仕組みを構築しています。統計品質管理官には、政府内の資格である統計データアナリスト等の取得者を充てることとしており、政府全体として、統計の専門知識を有する人材の計画的な活用・育成に取り組んでいます。



デジタル変革による活力ある地域社会の実現

○社会のインフラとしてのマイナンバーカード

・マイナンバーカードの社会的意義

マイナンバーカードは、対面でもオンラインでも、安全・確実な本人確認が可能となる「デジタル社会のパスポート」です。

マイナンバーカードの表面には、顔写真や氏名、住所、生年月日、性別等が、裏面には、12ケタのマイナンバーが記載されており、対面での本人確認や、マイナンバーの確認書類としての利用が可能です。また、マイナンバーカードのICチップには、「電子証明書」が格納されています。この電子証明書を活用することで、オンライン手続きにおける「なりすまし」や「改ざん」を防止し、安全・確実な本人確認を行うことができます。これが、「デジタル社会のパスポート」と言われる理由です。

・民間事業者や地方自治体との連携を含めた利便性の向上の展望

マイナンバーカードは様々な場面で利用されています。

例えば、健康保険証としての利用やコンビニでの住民票の写しなどの取得、オンラインでの転出届、転入の予約が可能です。また、キャッシュレス決済サービスやネット証券口座開設時のオンラインでの本人確認など、民間サービスでの利用も拡大しています。

さらに、令和5年5月から、まずはAndroid端末での電子証明書のスマートフォン搭載が始まりました。これにより、これまでマイナンバーカードをかざしていた様々なサービスを、スマートフォンのみで利用できるようになりました。

マイナンバーカードのさらなる利便性向上に政府全体で取り組んでおり、その利用シーンは、これからも拡大していきます。

・マイナンバーカードの申請環境の整備及び交付体制の確保に向けた取組

マイナンバーカードは健康保険証との一体化が進められていることから、マイナンバーカードの利活用拡大によりカードへの理解を促進し、カードの取得に支援が必要な方も含めた希望する全ての国民が取得できるよう、円滑にマイナンバーカードを取得していただくための申請環境の整備及び交付体制の確保が重要となります。

総務省では、出張申請等、市区町村における、こうした取組に必要な経費を支援するとともに、先進的な取組事例を全国に共有するなど、円滑にマイナンバーカードを申請・取得できる環境整備の支援を行っています。

防災・減災、国土強靱化の推進による安全・安心なくらしの実現

○大規模災害発生時に活動する緊急消防援助隊の充実強化

消防機関は、各地域で住民の安全・安心を守っていますが、大規模・特殊災害が発生した際、被災地の消防機関だけで対応できない場合には、地方自治体の枠を超えて対応する必要があります。緊急消防援助隊は、阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、国内で発生した地震等の大規模災害時における人命救助活動等を行うため創設されました。

消防庁では、近年、激甚化・頻発化する土砂災害・風水害や、切迫する南海トラフ地震、首都直下地震等の大規模災害に備えるとともに、被害状況を早期に把握するための国と地方自治体の情報共有体制の強化や大規模災害時の広域的な消防防災体制の充実強化を図るために、緊急消防援助隊が用いる車両等・資機材を消防本部へ配備しています(右図参照)。

今後も効率的な活動を実施するため計画的な車両等・資機材の充実強化を進めるとともに、東日本大震災をはじめ様々な災害における部隊展開の経験等を貴重な教訓とし、地域ブロック合同訓練などを通じて緊急消防援助隊の機能強化に取り組んでいきます。

○常備消防等の充実強化

①消防庁舎、車両等・資機材、水利の充実

消防庁は、消防庁舎や車両等・資機材の整備に係る財政支援を通じ、最前線で活躍する消防職員の活動環境の整備に取り組んでいます。

また、阪神・淡路大震災以降、耐震性を備えた防火水槽等の整備を進めているほか、糸魚川火災において課題となった消防水利(消火栓や防火水槽など火災の消火に使用する水の水源となるもの)不足や、防火水槽の老朽化、木造密集地域における消防水利需要を見込み、各市町村が段階的に数値目標を設けて、消防水利の充実を図るよう、推進しています。

②救急車の適時・適切な利用の推進

救急出動件数は増加傾向にあり、かつ、救急搬送時間は延伸傾向にあるため、救命率の低下が懸念されています。

消防庁では、救急車の適時・適切な利用の観点から、急な病気やけがをしたときに、救急車を呼んだほうがいいのか、今すぐ病院に行ったほうがいいのかなど迷った際、専門家からアドバイスを受けることができる電話相談窓口「救急安心センター事業(#7119)」の全国展開を推進するとともに、住民による緊急度判定を支援する全国版救急受診アプリ「Q助」を提供しています。

③消防力の維持・強化のための消防の広域化

人口減少、災害の激甚化・多様化等の消防を取り巻く環境の変化に的確に対応し、消防力を維持・強化していくため、消防の広域化(2以上の市町村が消防事務を共同して処理することや他の市町村に消防事務を委託すること)により、行財政上の様々なスケールメリットを



大規模風水害などに対応する
津波・大規模風水害対策車



迅速な情報収集・
消防活動を行うヘリコプター

実現することが有効と考えます。

消防庁では、消防の広域化を目指す地域への広域化推進アドバイザー(広域化を経験した消防本部の職員など)派遣や、財政措置等により消防の広域化を推進しています。

○北朝鮮による弾道ミサイル発射に伴う国民保護体制の強化

平成29年11月以来、北朝鮮は弾道ミサイルを発射していませんでしたが、令和元年5月以降、短距離弾道ミサイルなどの発射を繰り返し、特に令和4年1月以降、かつてない高い頻度で弾道ミサイルの発射を執拗に繰り返しています。令和5年度においても、4月、5月及び8月の弾道ミサイルの発射に伴い、Jアラートによる住民への情報伝達が行われたところです。

Jアラートによる弾道ミサイル発射情報等の伝達は、弾道ミサイルが日本の領域内に落下する可能性がある場合又は領域の上空を通過する可能性がある場合に行われます。このような場合に、住民が避難を速やかに行うためには、正確かつ迅速な情報伝達が重要です。

消防庁では、全ての地方自治体を対象とした全国一斉情報伝達試験を四半期ごとに実施するとともに、地方自治体の国民保護担当職員を対象とした国民保護・Jアラート研修会を実施することにより、Jアラートの運用に支障がないように努めています。さらに、弾道ミサイルを想定した住民避難訓練を国と地方自治体が共同で実施し、弾道ミサイル飛来時にとるべき行動等の周知に取り組んでいるところです。



後方支援体制を確立する
拠点機能形成車



○消防防災分野のDXの推進

デジタル社会の実現に向けた政府の動きの中で、消防防災分野においてもDXの推進が求められています。

このような中、消防庁では例えば、災害時における国・地方自治体間の映像共有手段の充実を図るため、映像の投稿機能を有した「消防庁映像共有システム」の構築に向けて取り組んでいます。災害現場に最も早く駆けつける消防職団員の映像を、消防の関係機関が早期に共有することは、被害の早期把握や迅速な対応の実現に有効であると考えています。本システム整備後は、内閣府の次期総合防災情報システムへ接続させ、関係省庁との情報共有、政府の迅速かつ確かな意思決定の支援も目指します。

また、救急業務においては、傷病者のマイナンバーカードを活用し、搬送先医療機関の選定等に資する傷病者の診療情報等を閲覧することで、より迅速・円滑な救急活動が可能となる仕組みを検討しています。

このように、災害発生時に活用したり、常備消防力を強化したり、様々な場面で活かせるよう、消防防災分野のDXを積極的に推進しています。



情報通信審議会 総会(第48回)において挨拶を行う柘植総務副大臣

2030年頃の我が国の未来の姿を見据えた情報通信政策の方向性

近年、国際的な安全保障環境の変化や地政学的な緊張の高まりは、サイバー空間における自由なアクセス等が妨げられたり、あるいは国家を背景としたサイバー攻撃が行われたりするなど、サイバー空間にも影響をおよぼしています。

今後、私たちの生活の場、経済活動の場がサイバー空間に広がることから、情報通信分野の重要性はより一層増してきています。

我が国では、新型コロナウイルス感染症拡大を防止する観点から、非接触対策としてデジタルの活用が浸透してきてはいるものの、海外に比べてみれば、デジタル競争力ランキング2022で63カ国中29位となるなど、デジタル化の遅れが目立っています。一方、我が国は少子高齢化による労働人口の減少やGDPの縮小が見込まれており、労働生産性の向上に向けてデジタルの活用が不可欠です。

デジタル化を支える情報通信分野は、海外のプラットフォーム事業者による市場シェアが高く、我が国の企業には厳しい状況が続いています。そのような中、AI、ロボット等のデジタル技術の進展により、大きな変化を迎えつつもあります。我が国は、ロボット等の技術が世界的にも高いレベルにあり、こうした環境変化を巧みに捉え、我が国の情報通信産業が成長し続け、国際競争力を向上させる、あるいは豊かな国民生活の実現に寄与するといったことが期待されます。

このため、今後の我が国の社会変化、デジタル技術の進展などを踏まえ、2030年頃の我が国の未来の姿を描き、そこからバックキャストして、2030年にデジタルの機能を最大限発揮できるようにするには何をしておく必要があるか、あるいは未来に備えて何をしておかないといけないのか等について、情報通信審議会で議論を行い、令和5年

6月、我が国に求められる変化と情報通信政策の在り方について答申をいただきました。

これまでの情報通信は、情報を人に届けることが主なミッションでしたが、2030年頃には、あらゆるものがネットワークに接続され、情報通信技術の進展が私たち生活空間の改善、進化につながる、すなわち、情報通信インフラが私たちの経済社会活動に不可欠な基盤、未来を切り拓く鍵であり、その有り様が将来の国民生活、経済、社会の在り方を規定していく根幹ともいわれています。是非、私たちと一緒に情報通信の今後について考えていきませんか。



インターネット上の違法・有害情報に立ち向かう

SNSを含むインターネットは、我々に容易な情報発信を可能とするなどの恩恵をもたらしました。一方で、誰でも情報発信が可能になったことにより他人を傷つける誹謗中傷や、新型コロナウイルスやロシアによるウクライナ侵攻に端を発した偽情報の拡散など、インターネット空間では違法・有害情報の流通によって深刻な問題が引き起こされています。

こうした玉石混交の情報が飛び交うインターネット空間において、総務省は、表現の自由とインターネット空間における安全のバランスを保ちながら政策を講じていかなければなりません。総務省のミッションは、インターネットを誰にとっても安心して利用できる環境に整備することです。

こうしたミッションに向けて、総務省は、例えば、誹謗中傷対策について、インターネットを利用する国民のリテラシー向上、プラットフォーム事業者による違法・有害情報に対する自主的な取組の後押し、誹謗中傷の投稿を行った発信者情報を開示する制度の整備、相談窓口の設置・運営を内容とする対策を行っています。また、偽情報対策については、我が国における偽情報の流通実態の把握、プラットフォーム事業者による偽情報に対する取組の促進、ファクトチェックの推進、多様なステークホルダーによる協力関係の構築、国際的な対話の深化をはじめとする対策を行っています。

これは違法・有害情報対策の一例です。今後もインターネットの新しい使い方によって新たな違法・有害情報が出てきます。我々の仕事は終わりません。誰にでも安心してアクセスできるインターネット空間の実現に向けて、私たちと動きませんか。

大臣官房

Minister's Secretariat

大臣官房

- 秘書課
- 総務課
- 会計課
- 企画課
- 政策評価広報課
- 参事官



Mission

大臣官房は、総務省の政策の企画・立案過程や、法令案の作成過程等において、省の進むべき方向を明らかにする「省の舵取り役」を担っています。また、総務省全体を見渡し、省内の事務が円滑に運営されるよう調整することで、省の組織を支えています。

省の舵取り役

総務省は、国の基本的な行政制度の管理・運営、地方自治や消防・救急行政、情報通信技術（ICT）を活用した成長戦略の実現といった幅広い政策を担当しています。このため、様々な政策の企画・立案過程において、総務省として対応を取りまとめ、省庁間の協議や省内の調整を行う「舵取り役」の役割はとても重要です。例えば、「経済財政諮問会議」、「すべての女性が輝く社会づくり本部」、「まち・ひと・しごと創生本部」、「新しい資本主義実現会議」などの政府の重要な会議で扱う政策課題について、総務省を代表して意見を述べたり、担当する政策の実行を主導したりしています。

企画立案された政策を法令に反映させる場合も大臣官房が、法令案の作成や、国会関係業務等に関する省全体の「舵取り役」を担います。具体的には、審査業務として、総務省において作成する膨大な量の公文書や法令案について、総務省の施策に合致しているか、あるいは、規定の整合性や表現的確性が確保されているかなど、細部にわたりチェックを行います。さらに法令について他府省から協議を受けたりする際の窓口にもなります。

他にも、省全体の意思疎通を円滑にするため、大臣官房と各部局間の定期的な連絡会議を主催するなど、省の方針決定の要所を担っているのが大臣官房といえます。

より生き生きとした総務省を創る

省の舵をとるだけでなく、大臣官房は省全体を運営する立場にあります。適材適所の人材配置・研修による能力アップ・職員の福利厚生の向上を図ることで、職員が自らの能力を伸ばしながら、ひとりひとりが生き生きと仕事ができるための環境をつくります。さらに、その時代や環境に応じた組織編成とするため、総務省全体の機構及び定員の調整を行ったり、総務省の諸施策を実施するための予算要求を行ったりすることも大臣官房の重要な役割です。

また、省内において霞が関をリードする行政ICT化の取組や安全・安心なICT環境の整備に力を入れています。既に、ペーパーレスな仕事環境の実現に向け、省内すべての組織に無線LAN環境を整備するとともに、電子決裁率も100%に迫る勢いです。さらに、セキュリティを確保した上で、テレワークを行うことができるICT環境を整備して、柔軟で多様な働き方を推進しています。

また、効率的で質の高い行政を行うため、総務省の施策について政策評価を実施しているほか、ホームページの充実等積極的な広報活動による透明性の高い行政の実現にも力を入れています。

この他にも、先の大戦による空襲等のため



死亡した一般戦災死没者に対して追悼の意を表す事務や、旧独立行政法人平和祈念事業特別基金から承継した先の大戦におけるいわゆる恩給欠格者を含む兵士、戦後強制抑留者、海外からの引揚者の労苦に関する貴重な資料を後の世代に引き継ぐため、民間委託により、資料の管理、保管及び展示を行っています。

Topic

多様な職員が活躍する職場を目指して

社会全体のICT化や国の行政機関の業務改革を所掌する総務省では、ICTを最大限活用した働き方改革を推進しています。大臣をはじめ省幹部もテレワークやWeb会議の活用、超過勤務の縮減など、働き方改革に強いリーダーシップを発揮しています。

また、大臣官房秘書課働き方改革・業務見直し推進室では、職員の声を踏まえ、働き方改革の実現に取り組むとともに、業務見直しに係る研修、勉強会及びワークショップの開催などにより、各部局での業務見直しを後押ししています。

全ての職員が、育児や介護をはじめとする様々なバックグラウンドにあわせ、能力を最大限発揮し成長ややりがいを実感しながら、組織として成果を出す働き方ができるよう、今後も取組を進めていきます。

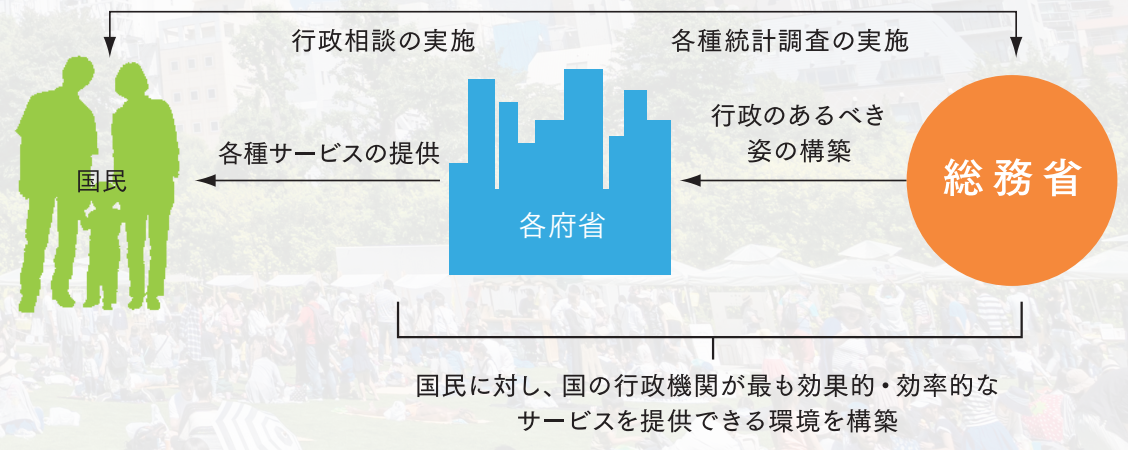


ワークショップの様子

国家行政のマネジメントとその改革

国家行政をマネジメントする機関にしか、実現できない改革がある。

国家行政のマネジメントは、総務省の主なミッションの一つ。いま、少子高齢化の進行、情報通信技術の発達、東日本大震災による影響等により、日本を取り巻く環境はこれまでにないスピードで変化を続けています。21世紀の国家行政の実現のため、それを支えるシステムや制度も、ふさわしいものにしていかねばなりません。つまり、国家行政全般をマネジメントする総務省は、改革を進めていく大きな役割も担っているのです。理想とする国づくりを目指して、総務省は国民の目線から国家行政のあるべき姿を追求していきます。



行政管理局

Administrative Management Bureau

行政管理局

企画調整課
調査法制課
管理官



Mission

行政管理局は、以下のとおり、各府省共通のルール of 適正な運用の確保、そのルールの下で運営されている各府省の業務改革に一体的に取り組み、時代の要請に応じた行政の実現を目指しています。

- ・国民の権利保護及び行政の公正性・説明責任の確保のため、通則法制の適正な運用を確保
- ・業務効率化や利用者中心の行政サービス実現のため、業務改革を推進
- ・国の政策実施機能の向上のため、独立行政法人制度の適正かつ円滑な運用を確保

行政通則制度の企画立案、適正運用の確保

行政機関が守るべき共通的な制度の企画・立案を行っています。行政運営における公正性の確保や透明性の向上を図る行政通則制度として、以下の法令を所管しています。

行政手続法と行政不服審査法

行政機関は、パスポートの発給などの許認可や不適切な事業を行う事業者への営業停止命令など、国民の権利利益へ影響を及ぼす「行政処分」を行っています。

「行政手続法」は、行政機関の恣意的な判断による行政処分により国民の権利利益が侵害されることを未然に防止するため、行政処分等を行うに当たって行政機関が守るべき共通のルール(審査基準の策定、理由の提示、聴聞手続等)を定めています。

「行政不服審査法」は、違法、不当な行政処分により権利利益が侵害された場合に、行政機関に対し不服を申し立て、救済を求める制度を定めています。本制度には、裁判所で行われる行政訴訟に比べ手続が簡易・迅速で、手数料が不要というメリットがあります。

→ 法の狙いや制度趣旨を浸透させ、定められた手続が適切に行われるよう、行政機関向けのガイドライン整

備や研修実施のほか、制度を利用する国民に対する情報提供の充実を図っています。

情報公開法

国民に開かれた行政の実現を図るため、行政機関の職員が組織的に使うものとして保有している文書や電子データなどについて、誰でも開示を求めることができる権利やその手続を定めています。開示請求の件数は、制度施行から20年あまりの間、増加傾向であり、直近(令和3年度)では18万件に及んでいて、行政機関の活動を国民に説明するための制度として定着していると言えます。

→ 各行政機関において適切な運用を確保し、国民からの開示請求や行政機関での対応がスムーズになされるよう、情報公開事務のデジタル化を推進するとともに、開示請求件数の増加などを踏まえた事務の効率化の方策についての検討などを進めています。

デジタル化の進展などの社会の変容や行政を巡る課題の変化を受けて、行政学・行政法などの研究者とのネットワークを活用し、中長期的視点から、将来の行政一般の基本となるべき制度に関する調査研究に取り組んでいます。

業務改革の推進

人口減少への対応策として社会全体の生産性向上が課題となる中、行政においても、業務の非効率性を是正してより付加価値の高い業務に資源を投入できる環境を整えることが重要となっています。また、新型コロナウイルス感染症の流行や、VUCA*1時代においては、行政も変化への柔軟な対応・先取りをしていく必要があり、時代に即した行政の在り方が求められています。

こうした背景を踏まえ、行政管理局では、行政における業務改革の推進に次のように取り組み、利用者中心の行政サービス実現を目指しています。

業務改革の実証

行政管理局では局内をテストフィールドとして、様々な業務改革の手法を自ら試行しています。さらに、これらの各省への導入・展開支援も行っています。

- ・これまでリアルタイムで適切な把握が難しかった勤務時間を、RPA (Robotic Process Automation)*2というデジタルツールの活用により見える化し、管理職が部下職員の適切なマネジメントを行えるようサポートをしています。
- ・行政の中ではいち早く平成27年からオフィス改革を実施しており、柔軟な働き方の実現や生産性の向上を目指して改革を続けています。

府省横断的な業務の改善

法制執務や審議会運営等の府省横断的な業務の改善に向け、優良事例の横展開など、府省共通課題の解決に向けて取り組んでいます。また、デジタル技術も活用した業務の改革について各府省において自

独立行政法人の適正かつ円滑な運用の確保

独立行政法人制度は、中央省庁等改革の一環として導入されました。政策実施機能の一部を主務省(各独立行政法人を所管する府省庁)から分離し、独自の法人格を与えることで、業務の質の向上や効果的な政策実施を図ること等を目的とする制度です。独立行政法人の業務運営は、主務大臣が与える目標に基づき各独立行政法人の自主性・自律性の下に行われるとともに、事後に主務大臣がその業務実績について評価を行うこととされています。

行政管理局は、各府省が独立行政法人を新設したり、既存の独立行政法人が担う業務を追加したりする際に、その妥当性について審査を行っています。また、主務大臣による目標策定・業績評価が客観的かつ厳正に行われるよう、政府統一の指針を定めるなど、独立行政法人に共通する制度の設計等に取り組んでいます。

さらに行政管理局は、独立行政法人評価制度委員会の事務局も務めています。この委員会は、第三者機関としての立場から主務大臣の行う目標策定や評価を点検する役割を担います。その際、単なる点検や監視といった受動的な役割にとどまるのではなく、社会環境の変化へ

ら実装することのできる人材の育成にも取り組んでいます。

これらの取組に当たっては、単なる業務効率化だけでなく、政策の目的に照らした業務の在り方について、抜本的な見直しを推進しています。例えば、紙の使用や複雑な作業が多く、職員負担の大きい、法令の立案業務について、関係省庁と協働して、デジタル技術も活用した法制執務全体の業務の在り方について、検証・改善に取り組んでいます。

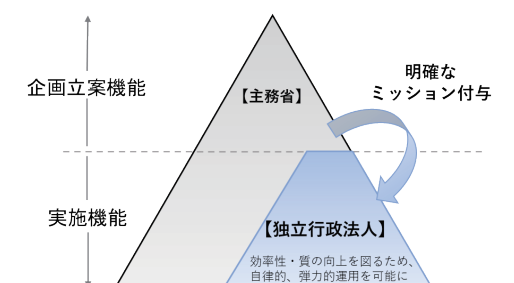
*

1. Volatility(変動性)、Uncertainty(不確実性)、Complexity(複雑性)、Ambiguity(曖昧性)の4つの単語の頭文字をとった言葉で、めまぐるしく変化する予測困難な状況
2. 人が行う定型的なパソコン操作をソフトウェアのロボットが代替して自動化するもの



の柔軟な対応やデジタル化など、独立行政法人に横断的に求められるような対応を促進・支援し、独立行政法人の政策実施機能が最大限発揮されるよう積極的に活動しています。その一環として、独立行政法人の業務運営の参考となるよう、デジタルトランスフォーメーションの推進に関する取組や、幅広い企業等との共同研究を行うことで研究内容の社会実装を進めた取組など、独立行政法人が創意工夫を凝らして業務成果を上げているような先進的な取組を収集し、発信しています。

<参考>主務省と独立行政法人の関係



行政評価局

Administrative Evaluation Bureau

行政評価局

- 総務課
- 企画課
- 政策評価課
- 行政相談企画課
- 評価監視官
- 行政相談管理官



Mission 社会情勢の変化が激しくなっている現在、行政評価局は、①政策評価の推進、②各府省の行政運営の改善に関する調査(行政運営改善調査)、③行政相談の3つの業務をとおり、国民の「困りごと」や行政上の課題の解決により、国民のための行政の実現を図ることを使命としています。

政策評価の推進

政策評価は、効率的で質の高い行政及び成果重視の行政を推進し、また、国民に対する行政の説明責任を徹底するため、担当府省が自ら政策の効果把握・分析するものです。行政評価局は、制度の基本的事項の企画立案等を行い、各府省の取組を後押ししています。

複雑・困難化する課題に対応するためには、機動的かつ柔軟な政策展開が必要です。政策の効果と現状を把握し、それまでの進捗を評価した上で必要な軌道修正を行うことができるよう、令和5年3月に政策評価制度の運用を見直しました。行政評価局は、新制度の下での各府省の取組を実効性あるものとするため、取組事例の整理・共有、新ガイドラインの策定などを進めています。

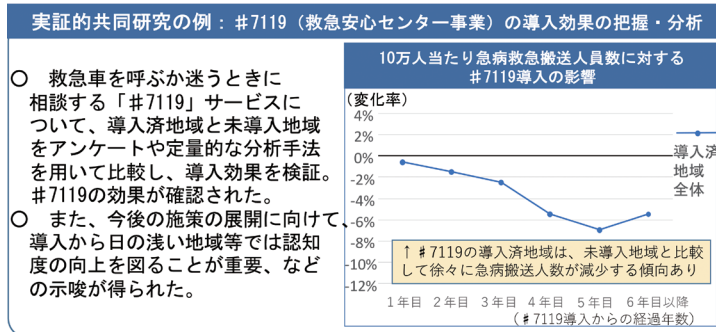
また、関係府省や有識者とともに、政策効果の把握・分析手法の実証的共同研究にも取り組んでいます。

政府全体の基本方針や、各府省が行った評価の結果は、下のQRコードからご覧いただけます。



政策評価ポータルサイト

- 主な掲載情報
 - ・政策評価の基本情報(概要、経緯、Q&A)
 - ・各府省が行う政策評価(評価書及び政策への反映状況)
 - ・総務省が行う政策評価書の点検結果
 - ・実証的共同研究(行政評価局が取り組むEBPM)



行政運営改善調査

行政評価局では、施策や事業の担当府省とは異なる立場から、各府省の課題解決につながるよう、幅広い分野を対象とした調査を行っています。調査を行うに当たっては、各府省の政策動向のみならず、管区行政評価局などの全国の出先機関との連携や行政相談機能の活用により、社会及び地域が抱える課題を適切に把握することに努めています。

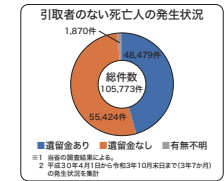
調査の結果、改善が必要な事項が明らかになった場合には、関係府省等に対して報告や情報提供を行います。

また、報告等の結果、どのように改善されたのかフォローアップを行い、着実な行政運営の改善に取り組んでいます。

(調査例)遺留金等に関する実態調査-R5.3.28公表 市区町村が行う葬祭の負担軽減

調査の背景
超高齢社会や家族のつながりの希薄化を背景に、引取者のない死亡者の増加が見込まれ、こうした死亡者は、市区町村が葬祭等を行うこととされ、その事務や費用の負担が増大しています。

調査結果
市区町村による葬祭費用に充当するための死亡者の預貯金の引き出しが相続人に優先する法的根拠が不明などとしてできなかったり、充当後に残った遺留金を相続人等に引き渡せず市区町村が保管している金額が増えているなど対応に苦慮している状況がみられました。このため、遺留金の円滑な処理等のための必要な改善を図ることについて厚生労働省及び法務省に報告しました。



報告等を行った調査テーマ(令和4年度公表)

- 自衛隊災害派遣(家畜伝染病対応)
- 生活困窮者の自立支援対策
- 伝統工芸の地域資源としての活用
- 火山防災対策
- 外国人の日本語教育
- 遺留金等

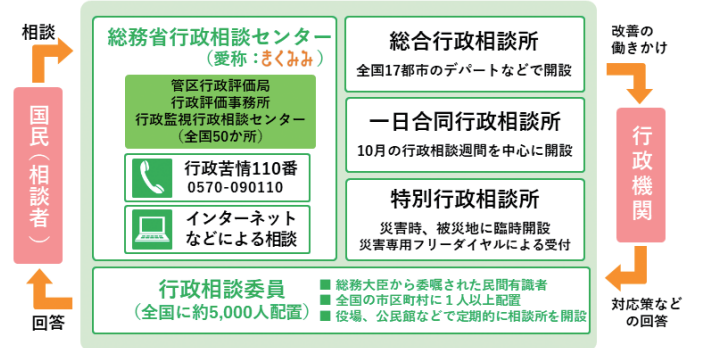
過去に報告等を行った調査については、右のQRコードからご覧いただけます。



行政相談

行政相談は、国の行政などへの苦情や意見、要望を受け付け、担当行政機関とは異なる立場から、その解決や実現を促進するとともに、行政の制度や運営の改善に生かす仕組みです。相談は、全国50か所の総務省行政相談センター“きくみみ”や、行政相談委員(総務大臣が委嘱した民間有識者)が開設する相談所などで受け付けています。

受け付けた相談は、必要に応じて、民間有識者から成る行政苦情救済推進会議の意見を踏まえて関係機関に改善を促したり、行政運営改善調査につなげることで、行政の制度・運営の改善に取り組んでいます。



【改善事例(危険な流木の撤去)】

鉄橋の下の川に多数の流木がたまり、水かさが増すと危険であるとの相談があり、行政相談委員が行政相談センター“きくみみ”を通して関係機関に連絡したところ、流木が撤去されました。



行政相談の詳細については、右のQRコードからご覧いただけます。



Topic 行政相談委員制度60周年記念式典の開催

令和4年6月30日、秋篠宮皇嗣同妃両殿下御臨席の下、行政相談委員制度60周年記念式典を開催しました。

行政相談委員は、昭和36年に国民の身近な相談窓口として全国に配置され、国民と行政をつなぐ「懸け橋」の役割を果たしてきました。

行政評価局は、相談の解決に向けて取り組む行政相談委員の活動をサポートしています。



統計局

Statistics Bureau

統計局

- 総務課
- 事業所情報管理課
- 統計情報利用推進課
- 統計情報システム管理官

統計調査部

- 調査企画課
- 国勢統計課
- 経済統計課
- 消費統計課



Mission

統計は、経済社会の姿を映し出す「鏡」であり、その進むべき方向を指し示す「羅針盤」です。経済社会の急速な変化を背景に、統計の重要性がますます高まる中、国家の政策判断や国民・企業等の意思決定に不可欠な「社会の情報基盤としての統計」の整備と提供を推進しています。

国勢の基本に関する統計の作成・提供

統計局では、我が国の社会・経済情勢の変化に的確に対応しながら、国勢調査を始めとする国の重要な統計調査を企画・立案及び実施し、社会に役立つ正確な統計を作成・提供しています。

統計調査の結果は、国や地方公共団体が行政施策を企画・立案する際の基礎資料として用いられるほか、学術研究機関や民間企業などで広く利用されています。

特に、「国勢調査」と「経済センサス」は、母集団全てを調査する全数調査となっており、他の統計調査を設計するためのフレームとしても活用されています。

また、毎月実施している「労働力調査」、「家計調査」、「小売物価統計調査」の結果は、完全失業率、家計収支、消費者物価指数など、雇用・消費・物価の最新の情勢を示す統計データとして活用されています。

	周期	開始時期		周期	開始時期
●人口に関する基本的な統計			●科学技術に関する統計		
国勢調査	5年	1920年10月	科学技術研究調査	毎年	1953年8月
人口推計	毎月	1921年10月	●家計の実態を明らかにする統計		
住民基本台帳人口移動報告	毎月	1954年1月	★家計調査	毎月	1946年7月
●住宅・土地の状況を明らかにする統計			家計消費状況調査	毎月	2001年10月
住宅・土地統計調査	5年	1948年8月	全国家計構造調査	5年	1959年9月
●国民の就業・不就業の状態を明らかにする統計			全国単身世帯収支実態調査	5年	2009年9月
★労働力調査	毎月	1946年9月	家計消費単身モニター調査	毎月	2017年8月
就業構造基本調査	5年	1956年7月	消費動向指数 (CTI)	毎月	2018年1月
●社会生活の実態を明らかにする統計			●物価に関する統計		
社会生活基本調査	5年	1976年10月	小売物価統計調査	毎月	1950年6月
●事業所・企業に関する統計			★消費者物価指数 (CPI)	毎月	1946年8月
経済センサス-基礎調査	5年	2009年7月	●地域に関する統計		
経済センサス-活動調査	5年	2012年2月	地域メッシュ統計	5年	1965年10月
経済構造実態調査	毎年*	2019年6月	★印の結果は、毎月、総務大臣が閣議で報告		
個人企業経済調査	毎年	1952年4月	※経済センサス-活動調査の実施年を除く。		
サービス産業動向調査	毎月	2008年7月			

統計情報の提供の戦略的推進

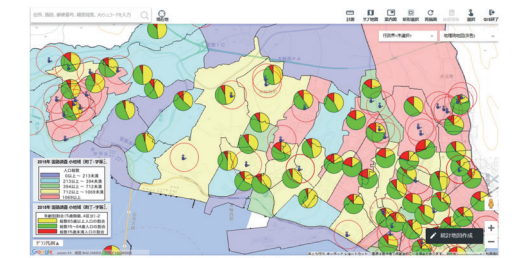
統計局は、政府統計の中核的機関として、統計情報の発信、高度利用の推進、統計リテラシーの向上・発展、統計マイクロデータ(調査票情報)の二次的利用の推進といった、統計情報の提供の戦略的取組を進めています。

政府統計のポータルサイトである「政府統計の総合窓口(e-Stat)」では、各府省が公表する統計データを一元的に提供し、統計データの検索やダウンロード機能のほか、利用者が作成するプログラムから、直接統計データを取得できるAPI※機能、統計地図の作成や、防災・施設整備・市場分析等の地域分析が可能となる機能を備えた統計地理情報システム(jSTAT MAP)、主な統計データを視覚的に分かりやすく簡単に利用できる統計ダッシュボードを提供するなど、統計データの高度利用を推進しています。

また、誰でも無料で受講可能な「データサイエンス・オンライン講座」を提供する等、データを利活用する人材育成のための取組を進めています。



政府統計の総合窓口 (e-Stat)



地図で見る統計 (jSTAT MAP)

※ API: Application Programming Interfaceの略

統計データ利活用の推進

総務省統計局及び独立行政法人統計センターは、2018年4月から、先進的なデータ利活用の推進拠点として、和歌山県内に「統計データ利活用センター」を開設し、統計マイクロデータ※1等の提供や地方公共団体のEBPM※2支援等を行っています。

情報セキュリティを確保しつつ、AIなども活用した高度・多様なデータ解析を可能とする環境(オンサイト施設)における統計マイクロデータ※1の提供により、例えば就業構造基本調査の統計マイクロデータとその他のデータ(行政データや独自のアンケート調査結果)とを組み合わせて人口移動の要因を分析することで、人口減少対策の施策にかすなど、地方公共団体におけるデータを活用した課題解決の取組の

支援を進め、新たな価値創造につながる統計データの利活用を推進しています。

この他にも、地方公共団体における研修会やセミナー等への講師派遣、データ利活用・分析に関する優れた取組の表彰や先進事例の展開、ビジネスに役立つ統計データ利用セミナー等の取組も行っています。



(オンサイト施設)

※1 統計マイクロデータとは、世帯単位や事業所単位といった集計をする前の個票形式のデータのこと

※2 EBPM(Evidence-Based Policy Making)とは、証拠に基づく政策立案のこと

Topic

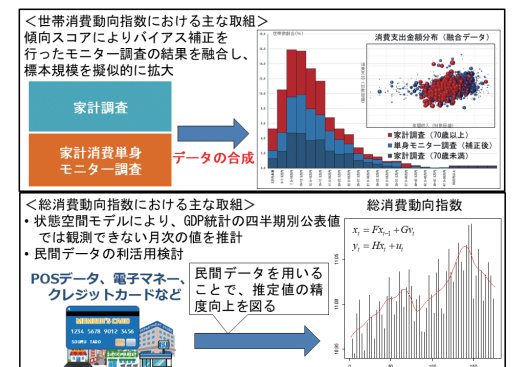
消費動向指数 (CTI: Consumption Trend Index) における民間データの利活用

消費動向指数は、家計調査の結果を補完し、消費全般の動向を捉える参考指標として、2018年から毎月公表しており、世帯の消費支出の平均額の推移を示す世帯消費動向指数(CTIミクロ)と、我が国における世帯全体の消費支出総額(GDP統計の家計最終消費支出に相当)の推移を推測する総消費動向指数(CTIマクロ)の2つの指標体系で構成されています。

CTIミクロは、民間事業者が保有・管理する登録モニター等の調査協力世帯の中から選定した単身世帯の結果を、傾向スコアを用いて家計調査の結果に合成することで、より安定した結果を得ています。

CTIマクロについては、民間データの利活用の研究を進めており、民

間データを用いて推定値の精度向上を図る手法については、新型コロナウイルス感染症による行動制限などにより消費活動が急激に変化した際など、推定値について一定の精度向上が見られたことから、研究報告書として、統計局HPに掲載しています。



政策統括官 統計制度担当

政策統括官

- 統計企画管理官
- 統計審査官
- 統計調整官
- 国際統計管理官
- 恩給管理官

【令和5年度「統計の日」ポスター】



【政府統計の統一ロゴタイプ】



政府統計

このマークは、統計法に基づく国の統計調査であることを示し、提出いただいた調査票情報の秘密の保護に万全を期すことをお約束するものです。

Mission

政策統括官(統計制度担当)室は、統計行政の「司令塔」として、総務省統計局をはじめとする各行政機関と連携し、統計調査の回答者の負担軽減や統計の品質を向上させるとともに、利活用の促進などに取り組んでいます。

統計に関する基本的事項の企画・立案・推進等

統計は、各行政機関の所管する行政分野においてそれぞれ作成されており、様々な政策の企画・立案の基礎資料として利用されるなど、社会の重要な情報基盤となっています。

統計には、国勢統計やGDP統計など我が国の統計の中核となる「基幹統計」のほか、それ以外の「一般統計」などがあり、令和5年2月現在、53の基幹統計と203の一般統計が作成されています。

政策統括官(統計制度担当)室は、統計行政の「司令塔」として、各行政機関が統計を作成する際の共通的なルールを策定・各府省の支援などを行っています。具体的には、統計調査の審査を通じた回答者の負担軽減、統計品質管理官の各府省への配置・PDCAの確立等による統計の品質向上や利活用の促進などに取り組んでいます。

統計を国民にとって利用しやすい有用な情報とするためには、各行政分野の統計が過不足なく作成され、体系的に整備されていることが重要であることから、統計整備を総合的・計画的に推進するため、「公的統計基本計画」をおおむね5年ごとに策定しています(直近では本年3月28日に策定)。これは、政府が今後5年間でどのように統計整備を行うのかを示した、いわば「羅針盤」となるものであり、この計画に基づき、経済のデジタル化、サービス化、グローバル化の進展に対応した統計の整備や充実、国民経済計算の精度向上やSUT体系への計画的移行といった公的統計の整備に関する事項や、政府統計のポータルサイト(e-Stat)の機能充実、行政記録情報やビッグデータの公的統計作成での活用、学術研究における調査票情報の活用の円滑化、総合的な品質管理の取組の強化、オンライン回答率の向上などに取り組んでいます。

また、統計が国民に効果的に利用されるためには、統計が一定の基準に沿って作成され、統計間で相互に比較可能であることが重要です。そのため、統計の統一性や総合性を確保するための技術的な基準として「統計基準」を設定しており、具体的には、統計上の分類としての「日本標準産業分類」、「日本標準職業分類」などを定めています。

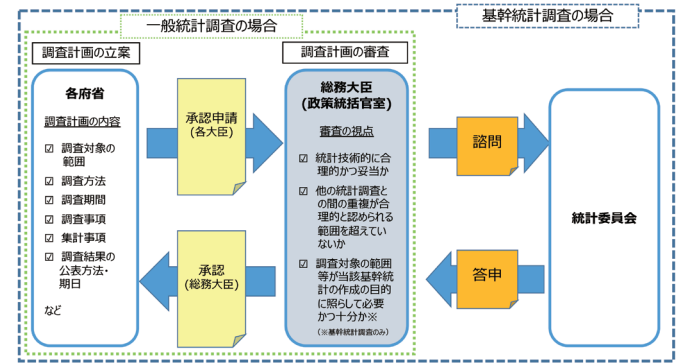


統計調査の審査

各行政機関が統計調査を行う場合、回答者である国民や企業等の方々に回答負担が生じます。そのため、各行政機関が統計調査を行う際には、あらかじめ、調査計画の審査を行っています。

審査を行うに当たっては、①統計作成の目的と適合しているか、②統計技術的に合理的かつ妥当なものであるか、③他の統計調査と過度に重複していないかなどの観点から審査を行うことにより、統計調査の回答者の負担の軽減や統計精度の確保を図っています。

我が国の統計調査の中核となる基幹統計調査の審査に当たっては、より慎重な判断を行うため、学識経験者など統計の専門家から構成される「統計委員会」に対し意見を求めています。



国際統計事務の統括

国際連合(UN)、国際通貨基金(IMF)、経済協力開発機構(OECD)などの国際機関が主催する国際会議や統計事業へ参加しているほか、国際機関や諸外国と統計情報の交換を行うなど、様々な国際協力を行っています。国連統計委員会では、アジア太平洋地域から選出された委員国として、持続可能な開発目標(SDGs)の進捗を測るSDGグローバル指標などの国際的な議論へ積極的に参画しています。

アジア太平洋地域では、開発途上国の政府職員を対象に統計研修を実施する「国連アジア太平洋統計研修所(SIAP)」に対して、財政支援や事務協力を行うことにより、各国の統計作成能力の向上に貢献しています。



国連統計委員会

Topic ビッグデータ・ポータル

デジタル化の進展により日々生成されるビッグデータ等を統計に活用することで、統計調査の回答負担を軽減することや、既存の統計では捉えることのできなかった社会経済の変化をより早く、詳しく、幅広く捕捉することなどが期待されています。

そうしたビッグデータ利活用の裾野を拡大するため、様々なビッグデータの情報や利活用事例などを集約・提供し、データ保有者と利用希望者を結びつけるプラットフォームとなることを目指した「ビッグデータ・ポータル」を令和5年から試行運用しています。



Topic 地方公共団体との連携・支援

政策統括官(統計制度担当)室では、地方公共団体におけるEBPMを推進するため、地域課題解決に向けた地域別統計の作成(都道府県別景気動向指数の作成、交通事故の要因分析)など地方公共団体からの要請に基づき国から専門家を派遣し技術的な支援を行う取組を進めています。また、地方公共団体職員の統計分析スキルの底上げを図るため、行政データを用いた実践的なデータ利活用を習得する研修を開催しています。

☆ 地方公共団体との連携・支援

- 課題の要因分析への支援 → ○ 地域別統計作成(EBPM推進)
- 分析スキル向上への支援 → ○ データ活用等の研修開催
- 地方公共団体のDX推進への支援 → ○ 統計人材の確保、育成

政策統括官 恩給担当

政策統括官

統計企画管理官
統計審査官
統計調整官
国際統計管理官
恩給管理官

Mission 恩給は、かつて身体、生命を捧げて国家のために尽くされた旧軍人等とその遺族を対象とした、国家補償を理念とする年金制度です。恩給は、これらの方々の生活の支えとなっていることから、政策統括官(恩給担当)では、受給者への適正な支給などに努めています。

恩給制度の概要

恩給制度は、明治8年4月、佐賀の乱、台湾出兵等を背景に、これらの鎮圧等により負傷し、罹病し又は死亡した陸軍軍人やその遺族を対象として発足したわが国で最も古い年金制度です。

旧軍人以外の文官等の年金は、昭和34年に国家公務員共済組合法が施行されたこと等により、恩給制度から共済制度に移行しました。

現在、恩給受給者数は122千人で、その大半は、先の大戦において、国の命令で軍務に服し、身体、生命を捧げて国のために尽くした旧軍人やその遺族です。

恩給受給者の平均年齢は94.8歳(令和4年3月末)となっています。

恩給年額は、国民年金の引上率を用いて改定する仕組みとなっており、これにより適正な水準を確保しています。

区分	受給者数
本人に対する給付	2千人(179人)
遺族に対する給付	119千人(2千人)
計	122千人(2千人)

注)受給者数は、令和5年度予算人員。()は一般文官で内数。

恩給業務の概要

恩給請求(主に遺族からの請求)等に対し、迅速かつ適正な処理を行うとともに、受給者に対して正確・確実な支給を行っています。

また、恩給受給者の高齢化が著しいことを踏まえ、親切・丁寧な対応に努めています。

Topic 恩給顧問医について

恩給を受ける権利の裁定に際し、医学上の専門的な知識経験を必要とするものに参画してもらうため、総務省には恩給顧問医が置かれています。

恩給顧問医は、戦傷病者等に対して支給される恩給の審査に当たり、公務性の認否、障害の程度の査定、軽快の見込みの有無等について、医学的な見地から鑑定を行っています。

恩給行政において、顧問医が初めて設置されたのは、明治27年勅令第49号「内閣恩給局二顧問医ヲ置クノ件」の公布によるものです。

創設当時の顧問医は、

常務顧問医 山根 正次(警察医長)

顧問医 青山 胤通(医科大学教授医学博士)

顧問医 森 林太郎(陸軍一等軍医医学博士(小説家 森鷗外))

の3人でした。現在、10名の恩給顧問医が総務大臣により任命されています。

初代恩給局顧問医



青山 胤通



(常務)山根 正次



森 林太郎(森 鷗外)

公害等調整委員会

公害等調整委員会

総務課
審査官

Mission 公害等調整委員会は、
(1)調停や裁定などによって公害紛争の迅速・適正な解決を図ること(公害紛争処理制度)
(2)鉱業、採石業又は砂利採取業と一般公益等との調整を図ること(土地利用調整制度)を主な任務とする行政委員会です。

公害紛争の迅速・適正な解決

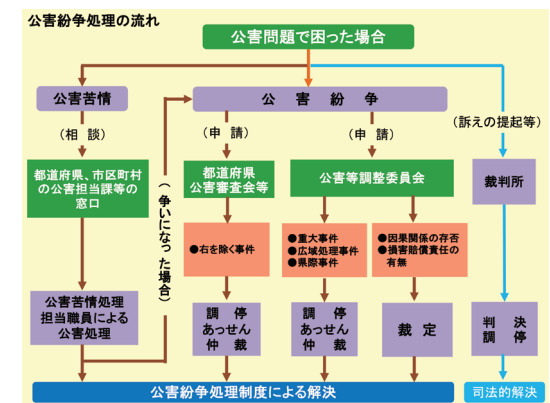
【「公害」とは?】

「公害」は、環境基本法により、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる①大気汚染、②水質汚濁、③土壌汚染、④騒音、⑤振動、⑥地盤の沈下及び⑦悪臭によって、人の健康又は生活環境に被害が生じること、と定義されています。

【公害紛争処理制度の仕組み】

公害紛争の迅速・適正な解決を図るため、司法的解決とは別に、「公害紛争処理法」により公害紛争処理制度が設けられ、公害紛争を処理する機関として、国に公害等調整委員会が、各都道府県には公害審査会等が置かれています。

このような公害紛争処理機関とは別に公害苦情を迅速・適正に解決するために、都道府県及び市区町村には公害苦情相談窓口が設けられています。



【公害紛争処理手続の種類】

公害紛争処理制度には、「裁定」、「調停」等の手続があります。このうち、裁定は、加害行為と被害との間の因果関係の存否(原因裁定)や損害賠償責任(責任裁定)に関し、法律判断を行うことによって、また、調停は、公害紛争処理機関が当事者の間に入って両者の話し合いを積極的にリードし、双方の互譲に基づく合意によって紛争の解決を図る手続です。

鉱業等に係る土地利用の調整

鉱物の掘採、岩石や砂利の採取などをしようとするときは、経済産業大臣や都道府県知事等の許認可を受けることが必要です。公害等調整委員会では、これらの許認可などの処分に対する不服がある者からの申請について、不服の裁定を行い、一般公益や他の産業との調整を図ります。

Topic 書面等のオンライン提出・ウェブ会議方式の利用

令和5年4月1日から、公害紛争処理手続における書面等の電子提出の範囲が拡大しました。また、当事者が遠隔の地に居住しているときその他相当と認めるときは、ウェブ会議方式により手続を実施する場合があります。詳細は、当委員会ホームページをご覧ください。

公式Twitterアカウントでも随時情報を発信しますので、フォローをお願いします。

https://www.soumu.go.jp/kouchoi/application_guide.html



時代の変化に即した 「地方自治」の追究

地方のあり方こそ、日本の本質。
地方公共団体、そしてその先の住民の
暮らしに想いを馳せる。

1,700を超える自治体から構成されているこの国、日本。

風土や歴史、産業や文化など、どれ一つとっても同じ地方はなく、そこでは多様な暮らしが営まれています。

人口減少や高齢化、社会全体のデジタル化や頻発する災害、地球規模での環境危機など、様々な課題が山積するなか、持続可能な形で住民サービスを提供し続けられる地方公共団体のあり方とは。安心・安全で充実した住民の生活を守り、その主体的な行動を促し、後押しする方策とは。

住民の暮らしを支える基盤たる地方公共団体とともに、総務省は日本全体、そして将来を見据えて、地方のあり方を考え続けます。

自治行政局

Local Administration Bureau

自治行政局

行政課
住民制度課
市町村課
地域力
創造グループ
地域政策課
地域自立応援課

参事官

公務員部
公務員課
福利課

選挙部
選挙課
管理課
政治資金課



Mission 自治行政局は、地域の暮らしを支える地方公共団体の行政運営を支援するため、下記のような幅広い施策を推進しています。

- ・地方分権の推進
- ・地方自治制度の企画立案
- ・多様な広域連携の展開
- ・活力ある地域づくり
- ・地方団体の情報システムの標準化・共通化
- ・地域の国際化
- ・地方公務員制度の整備、充実
- ・選挙制度の企画立案

地方自治の発展と持続可能な行政サービスの提供

平成12年、地方分権一括法の施行により、国と地方の役割分担の明確化、機関委任事務制度の廃止、国の関与のルール化等が図られ、地方公共団体の自由度が増し、果たすべき役割が拡大しました。平成11年以来進めてきた全国的な合併推進の結果、平成11年3月31日に3,232であった市町村数が、平成22年3月31日には1,727となるなど、市町村合併は相当程度進展し、基礎自治体の行財政基盤の強化が図られてきたところです。(令和5年1月1日現在の市町村数は1,718)

我が国は人口減少局面に入り、2040年頃には高齢者人口がピークを迎えます。その中でも、基礎自治体が持続可能な形で行政サービスを提供していけるようにするため、近年においては、「定住自立圏」や「連携中枢都市圏」をはじめとする地方公共団体間の広域連携を推進しているほか、市町村と都道府県の連携など、市町村合併によらない多様な広域連携の仕組みを用意し、地域の実情に応じた取組を支援しています。

また、今後、地方公共団体が行政サービスを提供するための経営資源が大きく制約されることを前提として、職員が自ら担うべき業務の範囲を見直すとともに、業務の徹底した自動化・省力化を図るなど、従来の延長線上にはない新たな行政サービスを提供できるよう、各地方公共団体の不断の行政改革を積極的に支援しています。

電子自治体の推進

【住民基本台帳ネットワーク】

住基ネットは、電子政府、電子自治体を構築するための基盤として不可欠なものです。住基ネットにより、各種行政手続において住民票の写しの添付や、各種年金における現況届け等の省略が可能となっています。

【社会保障・税番号(マイナンバー)制度】

マイナンバー制度は、より公平・公正な社会保障制度や税制の基盤であるとともに、デジタル社会における国民の利便性向上や行政の効率化を実現するためのインフラとして導入されました。

また、マイナンバーカードは、対面・非対面を問わず安全・確実な本人確認ができる「デジタル社会のパスポート」です。そのため、マイナンバーカードへの理解を促進し、希望する全ての国民がカードを取得できるよう、円滑にカードを取得していただくための申請環境の整備等に取り組むとともに、カード利活用シーンの拡大にも取り組んでいます。

【地域におけるDXの推進】

地方公共団体が担う行政サービス及び地域課題の解決について、デジタル技術やデータを利活用して、住民の利便性を向上させること等を目的とし、国が主導的な役割を果たしつつ、全地方公共団体の取組を着実に進めていくこととしています。

地域の活性化、地方への新しい人の流れの創出、地域を支える人づくりに向けた取組

【地域資源を活かした地域の雇用創出と消費拡大の推進】

地域の活性化を加速し、東京圏への一極集中の是正を図り、地域から全国へのボトムアップの成長の推進に向けて、地域資源を活用し地域課題の解決に資する小規模創業から設備投資を伴う事業の立ち上げまでを含めた「ローカルスタートアップ」全体を支援しています。地域密着型のスタートアップにより、地域における雇用の創出と消費の拡大を図り、地域経済の好循環の拡大につなげています。また、地産地消型のエネルギーシステムを構築する「分散型エネルギーインフラプロジェクト」の取組も各府省連携しながら進めています。更に、自治体マイナポイントの活用による施策の効果的な推進や地域経済の活性化にも取り組んでいます。

【地域の人材、組織の育成強化】

地域への「ヒト・情報」の流れを創出するため、特定の地域に継続的に多様な形で関わる「関係人口」の創出・拡大などに取り組んでいます。地域協力活動を行いながら、地域への定住・定着を図る「地域おこし協力隊」については、研修の充実や起業支援等により、地域に密着して活躍できる環境づくりを行っています。地域の課題解決のための住民による取組体制の確立のため、地域における多様な主体を包摂し、連携させる地域運営組織の形成や持続的な運営を支援しています。また、過疎地域など条件不利地域については、基幹集落を中心とした「集落ネットワーク圏」の形成を支援しています。また、人口が急減している地域において、地域産業の担い手を確保するため、地域内の事業者の需要に応じて人材を派遣する事業協同組合を支援しています。

【地域の国際化の推進】

外国青年を招致し、地域レベルでの国際交流の進展等を目的としたJETプログラムの推進や、外国人住民に対する行政・生活情報の提供及び日常生活への支援の促進等地域における多文化共生の推進など様々な国際化施策を推進しています。

Topic

デジタル人材の確保・育成

地域におけるDXの着実な推進のためには、デジタル人材確保・育成が急務です。しかし、デジタル人材は官民間問わず逼迫していることから、自治行政局では、今年度より、地方公共団体におけるデジタル人材の確保・育成を推進する取組を大幅に強化しています。

<主な取組>

- ① 都道府県等における市町村支援のためのデジタル人材の確保に要する経費や地方公共団体におけるDXの取組の中核を担う職員の育成に要する経費について対象経費の7割を特別交付税で措置

地方公務員制度の整備等

地方分権の推進や地方創生等の重要な役割を担う地方公務員が、個々の能力を最大限発揮し、効率的・効果的な行政運営を実現できるよう、社会情勢の変化に適応した地方公務員制度の確立を目指し、必要な改革を進めています。

近年では、地方公務員の働き方改革、女性地方公務員の活躍、人事評価制度の確立、適正な給与・定員等の取組のほか、男性の育児休業の取得促進、共済制度等の福利厚生 の充実、安全快適な職場づくりなどの取組を推進しています。加えて、大規模災害発生時における被災地方自治体の職員不足解消にも取り組んでいます。

選挙・政治資金制度の企画・立案等

【選挙制度の企画・立案】

選挙は、国民が政治に参加するための最も重要なシステムであり、我が国の民主政治の根幹をなしています。自治行政局選挙部では、国民の意思が、国政や地方政治に公正かつ・効果的に反映されるような選挙制度の確立を目指して企画・立案を行っています。

【適正な選挙管理執行】

全国の都道府県・市区町村の選挙管理委員会と連携して、国政選挙等の適正な管理執行を担うとともに、有権者の投票環境や利便性の向上に取り組んでいます。また、有権者への選挙情報の周知や投票参加の呼びかけを行うほか、国民の政治意識の向上のため、主権者教育を推進しています。

【政治資金制度の適正な運用】

民主主義の健全な発展のため、政治資金の収支の公開や授受等の規制を定めた政治資金規正法及び政党への助成を定めた政党助成法の運用・企画・立案を担っています。

- ② DXの取組を支援するための専門アドバイザー制度の創設や各種研修機関における地方公共団体職員向けの研修の充実
 - ③ デジタル人材の確保・育成のほか、地方公共団体における体制の整備や内部事務のDXに関する参考事例集の策定
- 人口減少や少子高齢化が進む我が国において、住民に最も身近な地方公共団体が、安定的かつ・効率的に、よりよい行政サービスを提供し続けるためには、DX推進が不可欠です。自治行政局では、日々、全国の地方公共団体ひいては住民の皆さんのためになるよう、様々な取組を推し進めています。

自治財政局

Local Public Finance Bureau

自治財政局

- 財政課
- 調整課
- 交付税課
- 地方債課
- 公営企業課
- 財務調査課



Mission 自治財政局は、地方公共団体が、福祉、教育、警察、消防、社会基盤の整備など住民生活の基盤となる行政サービスを安定的に提供するとともに、自主性・主体性を最大限発揮して地域のデジタル化や脱炭素化の推進等に取り組むことができるよう、地方財政計画の策定などを通じた地方財源の保障・調整、地方公共団体の財政マネジメントの強化などに取り組んでいます。

地方財政の果たす役割

福祉、教育、警察、消防、道路や河川等の社会基盤の整備を始めとした国民生活に密接に関連する行政は、その多くが地方公共団体の手で実施されており、地方財政は国の財政と並ぶ車の両輪として、極めて重要な地位を占めています。その結果、令和5年度の通常収支分の地方財政の規模は、92.0兆円となっています。

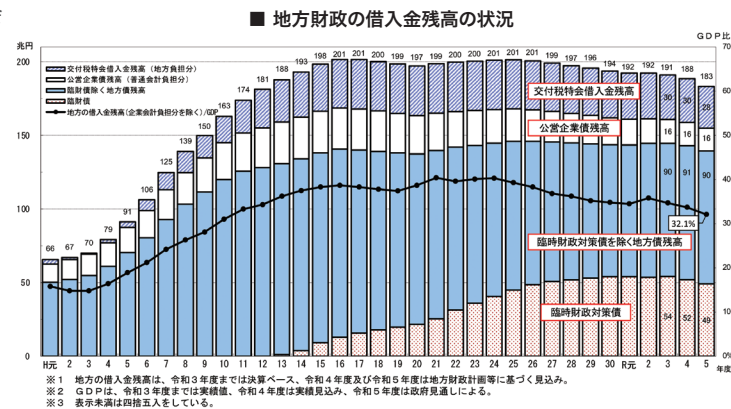
今後も、地域のデジタル化や脱炭素化の推進など地方公共団体が担うべき役割に応じた地方税財源の確保がますます重要となってきます。

地方財政の現状

地方財政は、約1,800の地方公共団体の財政の総体であり、その多くは財政力の弱い市町村です。地方の財源不足は、税収の落込みや減税などにより、平成6年度以降急激に拡大し、平成22年度には、景気後退に伴い過去最大の18.2兆円に達しました。令和5年度においても、社会

保障関係費の自然増などにより、依然として2.0兆円の財源不足が生じています。

また、このような財源不足を背景に、地方財政の借入金残高は、令和5年度末見込みで183兆円、対GDP比32.1%と高い水準にあります。



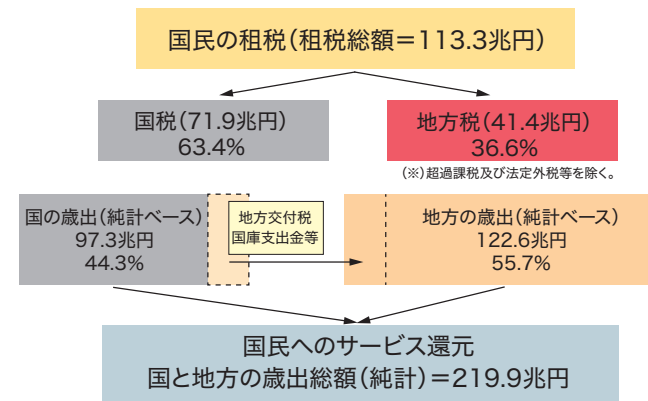
国と地方の税財源配分

国民の負担による租税収入の配分における国と地方の比率は、約3:2となっています。

一方、最終的な支出主体が国と地方のいずれかという観点から整理した場合の歳出規模における国と地方の比率は約2:3と、乖離が生じています。

そこで、地方公共団体が必要な行政サービスを提供するため、地方交付税など使途の特定されない財源や、国庫補助・負担事業に対する補助金・負担金などの財源が国から地方に移転されています。

■ 国・地方間の財源配分(令和3年度)



地方財政計画を通じた財源保障

地方公共団体が、人口や産業の集積の度合いによる地域間格差や景気の動向による税収の年度間格差にかかわらず、住民生活に必要な行政サービスを提供するという責務を果たすことができるよう、地方財政計画(地方財政を全体として捉えて歳入・歳出を見込んだもの)を通じて地方の財源を保障し、地方交付税や地方債などにより各地方公共団体に対して財源保障をしています。

地方交付税による財源調整

本来、地方公共団体の財源は地方税など自主財源をもって賄うこと

が理想です。しかし、現実には税源などは地域的に偏在しているため、これを調整し、地方税収の少ない団体にも、一般財源(使途が特定されず自由に使える財源)を保障するための仕組みが必要となります。このような趣旨から設けられたのが地方交付税制度です。

令和5年度の地方交付税の総額は、18兆3,611億円となっています。

地方債資金の確保

地方公共団体の歳出は地方債以外の歳入をもって賄うことが原則ですが、建設事業など将来の住民にも経費を分担してもらうことが望ましい場合、あるいは災害など臨時的に多額な出費の必要がある場合などには、地方債を経費の財源とすることができます。そこで、毎年度、地方債発行額の見込みである地方債計画を策定し、地方債資金を確保するとともに起債の同意等の事務を通じて、適切な地方債資金の配分を行っています。

地方公営企業制度の企画立案

地方公営企業は、水道、交通、病院、下水道など地域住民の生活や地域の発展に不可欠なサービスを提供しています。人口減少や施設の老朽化に伴い経営環境が厳しさを増す中、各地方公営企業が住民生活に必要なサービスを安定的に提供していくため、経営戦略の策定や、広域化を始めとする抜本的な改革等の取組を推進しています。

地方財政の健全化

高齢化に伴う社会保障費の増大等により財政構造の硬直化が進み、地方財政が極めて厳しい状況にある中、地方公共団体の自律的な財政健全化の取組に資するよう、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」により、財政指標の整備とその開示の徹底、財政の早期健全化や再生のための仕組みを設けています。また、より効率的・効果的な行政運営に向け、公共施設等の適正管理や地方公営企業の経営改革などの財政マネジメントの強化を促進しています。

Topic 地域のデジタル化の推進

地方では、地域経済の活性化や東京圏への過度の一極集中の是正、人口減少・少子高齢化への対応、教育の質の維持・向上、適切な医療水準の確保などの課題に、感染症に伴う新たな課題が加わり、地方が解決すべき社会課題はより複合的なものとなっています。こうした中、令和4年6月に閣議決定された「デジタル田園都市国家構想基本方針」において、様々な分野におけるデジタル技術の実装を行い、多岐

にわたる地方の社会課題をデジタルの力を活用して解決していく方針が示されました。

このため、「デジタル田園都市国家構想」の実現に向け、地域が抱える課題のデジタル実装を通じた解決の取組等を一層推進するため、「地域デジタル社会推進費」の事業期間を延長(令和5年度～令和7年度)するとともに、マイナンバーカード利活用特別分として事業費を500億円増額することとしました。これにより、地域のデジタル化に向けた取組が進むことが期待されます。

自治税務局

Local Tax Bureau

自治税務局

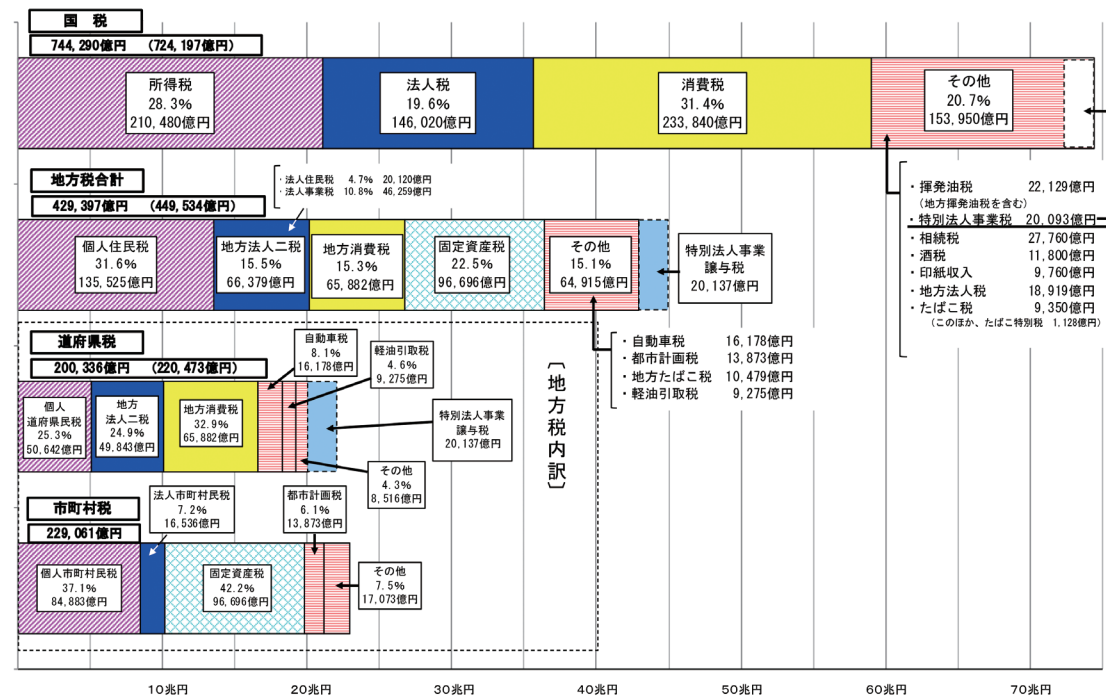
- 企画課
- 都道府県税課
- 市町村税課
- 固定資産税課

Mission 自治税務局は、地方公共団体の行政サービスの重要な原資であり、「地域社会の会費」である地方税の充実・確保を図ることにより地方分権を推進するとともに、日本の社会経済の変化に対応した地方税制改正の企画・立案を担っています。

地方税の制度運営の担い手として

教育、福祉、消防・救急、ゴミ処理といった、私たちの生活に身近な行政サービスの多くは、市区町村や都道府県によって提供されています。地方税は、こうしたサービスを賄うための財源であり、その地域に住む住民などが広く共同して負担しあうものとして、都道府県や市区町村がそれぞれ条例に基づいて課税しています。自治税務局では、この地方税の枠組みを定める地方税法を所管しています。

■ 国税・地方税の税収内訳（令和5年度予算・地方財政計画額）



(注) 1 各税目の%は、それぞれの合計を100%とした場合の構成比である。
 2 国税は特別会計を含み、地方税には、超過課税及び法定外税等を含まない。
 3 国税は特別法人事業税を含み、地方税は特別法人事業讓与税を含まない。()内は、国税は特別法人事業税を除き、地方税は特別法人事業讓与税を含めた金額である。
 4 計数はそれぞれ四捨五入によるもので、計とは一致しない場合がある。

地方税の充実に向けて

地方団体の収入(令和5年度地方財政計画額92.4兆円)には、地方税のほか、地方交付税、国庫補助負担金、地方債などがありますが、地方税は42.9兆円と全体の46.5%を占めています。地方団体が、自らの発想で特色を持った地域づくりができるよう、地方分権を推進し、その基盤となる地方税を充実させ、歳入に占める割合をさらに高めていくことが必要です。

また、国民が負担する租税収入の国・地方の比率と、歳出(最終支出)の国・地方の比率との間に大きな乖離があることから、自治税務局では、国と地方の役割分担を踏まえて、税源配分を見直すことなどにより、地方税の充実に取り組んでいます。

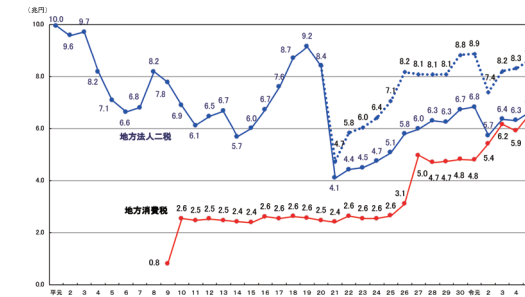
なお、これまで、平成19年に国(所得税)から地方(個人住民税)への3兆円の税源移譲、平成26年4月及び令和元年10月に地方消費税の引上げ(消費税率換算:1.0%→1.7%→2.2%)を行いました。平成31年度税制改正では、森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から、森林環境税及び森林環境讓与税を創設することとしました。

偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系の構築等

地方団体が提供するサービスは、私たちの生活に身近なものであり、また、少子高齢化が進み、社会保障を支えている地方団体の役割がますます増大する中で、地域間で大きな財政力格差が生じることや、税収が景気の変動によって大きく左右されることは、避けなければなりません。

このため、税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系を構築

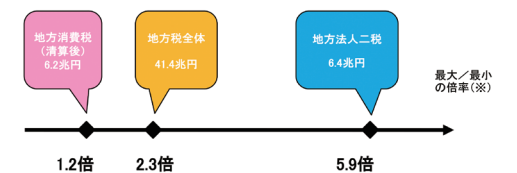
■ 税収推移(地方消費税・地方法人二税)



(注) 1 表中における計数は、超過課税を含まない。
 2 令和2年度までは決算額、3年度は推計額(R3.1.2時点)、4年度は地方財政計画額である。

していきとともに、公共サービスの対価を広く公平に分かち合うという地方税の応益課税を強化することが重要です。平成27、28年度には法人事業税の外形標準課税の拡大を行い、税収の安定性の確保や応益課税の強化を図っています。また、平成31年度税制改正において、地域間の財政力格差の拡大、経済社会構造の変化等を踏まえ、大都市に税収が集中する構造的な課題に対処し、都市と地方が支え合い、共に持続可能な形で発展するため、特別法人事業税及び特別法人事業讓与税を創設しました。

■ 人口1人当たり税収額の偏在度(令和2年度)



(※)「最大/最小の倍率」とは、各都道府県ごとの人口一人当たり税収額の最大値を最小値で割った数値。

Topic 森林環境税の課税開始

森林は、地球温暖化防止や災害防止などの公益的機能を持ち、広く国民一人一人が恩恵を受けています。こうした中で、森林環境税及び森林環境讓与税は、パリ協定の枠組みの下におけるわが国の温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止を図るため、森林整備等に必要な財源を確保する観点から、国民の皆様等に負担を分かち合っていたりたくものとして、令和元年度に創設されました。

森林環境税は、個人住民税均等割の枠組みを用いて、国税として一人年額1,000円を市町村が賦課徴収するもので、令和6年度から課税が開始され、その税収は平年度で約600億円を予定しています。徴収された森林環境税は、森林環境讓与税として讓与基準に従い地方団体に讓与されることとなりますが、喫緊の課題である森林整備に対応するため、令和元年度に森林経営管理制度※が導入されたことを踏まえ、令和元年度から讓与が始まっています。

讓与税の使途は、市町村においては、間伐等の森林整備、人材育成・担い手確保、木材利用促進・普及啓発など、都道府県においては、森林整備を実施する市町村の支援などとされており、令和3年度は、森林経営管理制度に基づく間伐の実施(写真1)や、若い林業技術者の養成(写真2)、子どもたちへの普及啓発、都市部と山間部が連携した森林整備の実施などに活用されました。

今後も、地方団体において森林環境讓与税を森林整備や木材利用等に有効に活用し、森林環境税に対する国民の理解を深めていくこと

が重要です。
 ※森林経営管理制度:手入れの行き届いていない森林について、市町村が森林所有者から経営管理の委託を受け、林業経営に適した森林は地域の林業経営者に再委託するとともに、林業経営に適さない森林は市町村が公的に管理をする制度。
 (写真1)福島県いわき市(モデル地区における森林経営管理制度に基づく間伐の実施)



(写真2)秋田県(将来の秋田の林業をリードする若い林業技術者を養成する「秋田林業大学校」)



(伐倒実習の様子)

消防庁

Fire and Disaster Management Agency

消防庁

総務課
消防・救急課
予防課

国民保護・防災部
防災課
参事官



Mission 消防庁は、災害などによる被害の防止や軽減を図るため、必要な法令整備を担うとともに、大規模災害等の緊急時には、消防庁内の危機管理センターに災害対策本部を設置し、全国から被災地に派遣される緊急消防援助隊のオペレーションや、被災地・官邸などとの連絡調整を担います。

南海トラフ地震・首都直下地震などの大規模災害に備える

消防庁では、緊急消防援助隊が大規模災害時により効果的・効率的に活動できるよう、車両・資機材の整備を行うなど、緊急消防援助隊の一層の充実強化に取り組んでいます。

また、緊急消防援助隊のDXの推進による情報収集、分析など指揮支援体制の強化を図るとともに、災害情報をすべての住民に確実かつ迅速に伝達するため、災害情報伝達手段(防災行政無線や緊急速報メールなど)の多重化・多様化を進めています。

さらに、令和5年2月に発生したトルコ・シリアでの地震災害など、国外で発生した大規模な災害に対しては、高度な救助技術を有する国際消防救助隊を国際緊急援助隊・救助チームの一員として被災地へ派遣します。平常時は、国際消防救助隊がより効果的に活動できるよう隊員の実践的な訓練などを実施しています。

地域の安心・安全を支える

地域の防災を担う消防本部は、市町村の責任のもとに全国722本部が設置され、消防職員約17万人、消防団員約76万人が協力して日夜災害に対応しています。

消防庁では、多様な地域の消火・救助・救急ニーズに的確に対応するため、消防の広域化の支援など市町村消防の体制の強化を推進するとともに、高齢化を背景とした救急需要の増大、救急出勤件数の増加などの様々な諸課題を解消するため、消防機関と医療機関の連携強化、救急車の適正利用の推進、救急救命士の処置範囲の拡大等の救急業務の高度化などを推進しています。

また、大規模地震の発生が懸念される中、消防団の果たす役割がますます大きくなっていることから、機能別団員制度や消防団協力事業所表示制度の推進、消防団員の処遇の改善、自主防災組織等との連携強化などに取り組んでいます。

多様化する火災・企業災害を未然に防ぐ

近年、グループホームなどの小規模福祉施設や大規模物流倉庫、民泊などの新しい形態の施設が出てきており、新たな安全対策の検討が必要となっています。また、石油コンビナートなどひとたび火災が発生すると周辺住民の生活に重大な影響を及ぼす施設や水素エネルギーなどの新エネルギーを取り扱う施設に関する安全対策の確保も求められています。

消防庁では、社会構造の変化や施設の形態の変化に柔軟に対応し、必要な消防法令の改正や、事業者への指導の推進などを行っています。

また、これらの施設で火災が発生した際は、迅速に災害対応を実施するとともに、火災の原因や人的被害が発生した要因などの検証を行い、必要に応じて消防法令の改正を行うなど、ハード・ソフト両面から、さらなる火災予防対策の強化を図っています。

住宅についても、消防法を改正し、平成23年から全ての住宅に住宅用火災警報器の設置を義務付けています。住宅用火災警報器を設置することにより、設置がない場合に比べ死者数等の被害を概ね半減できることがわかっており、安全で安心な暮らしの実現に貢献しています。

武力攻撃や大規模テロから国民を守る

武力攻撃や大規模テロなどが発生した場合、国と地方公共団体は相互に連携協力し、総力を挙げて国民の安全を確保する責務を有しています。こうした有事に際し、消防庁は、国の対策本部と地方公共団体との連絡調整や消防の応援などの指示、住民の安否に関する情報の収集・提供などを担当しています。

消防庁では、内閣官房から発出される弾道ミサイル攻撃など国民保護に関する情報等の緊急情報を、人工衛星及び地上回線を通じて送信

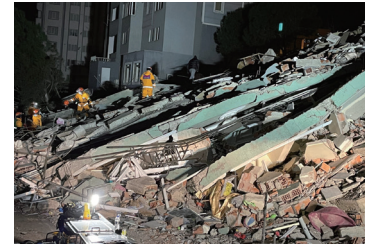
し、市町村防災行政無線(同報系)等を自動起動することにより、人手を介さず瞬時に住民等に伝達することが可能な全国瞬時警報システム(Jアラート)を整備し、全ての住民が緊急情報を迅速かつ確実に受け取ることができる体制を確保するとともに、大規模テロや武力攻撃事態等を想定した訓練や弾道ミサイルを想定した住民避難訓練等を国と地方公共団体が共同で実施するなど、国民保護の取組を進めています。

Topic トルコ共和国地震災害における国際消防救助隊の派遣

令和5年2月6日、トルコ共和国南東部で発生したマグニチュード7.8の大規模な地震は、5万人以上の方が亡くなるなど甚大な被害をもたらしました。

地震発生当日、トルコ政府は日本政府に対して捜索救助チームの派遣を要請し、これを受け、国際緊急援助隊(JDR)・救助チームが派遣されました。JDR・救助チーム副団長である消防庁職員を含む国際消防救助隊(IRT)も、その一員として、被災地で捜索救助活動に尽力しました。

地震発生から約40時間後には捜索救助を開始したJDR・救助チームは、震源地に近い都市であるカフラマンマラシュにおいて、副団長が現地で得た情報を基に活動計画を立て、救助隊員が電磁波を用いた人命探査装置等の資機材や救助犬を用いて、倒壊建物での捜索を行った後、建物内部に取り残されている方を救助する活動を行いました。この一連の活動は2月13日まで行われ、6名の方を救出した後、2月15日に帰国しました。



カフラマンマラシュでの捜索救助活動 JICA提供

Topic G7 広島サミットにおける消防・救急体制等の整備

令和5年5月19日から21日にかけて広島県広島市において「グランドプリンスホテル広島」を主会場として、G7広島サミットが開催され、G7メンバー国や招待国の首脳、国際機関の長などが参加しました。

消防としてもサミットの円滑な運営と会議参加者の安全を確保するため、関係施設への火災予防対策やテロ災害を含めた各種災害発生時の即応体制を万全のものとする必要があることから、消防庁としては、広島市消防局をはじめ広島県内外の33消防本部、1,777人の消防特別警戒体制を構築しました。

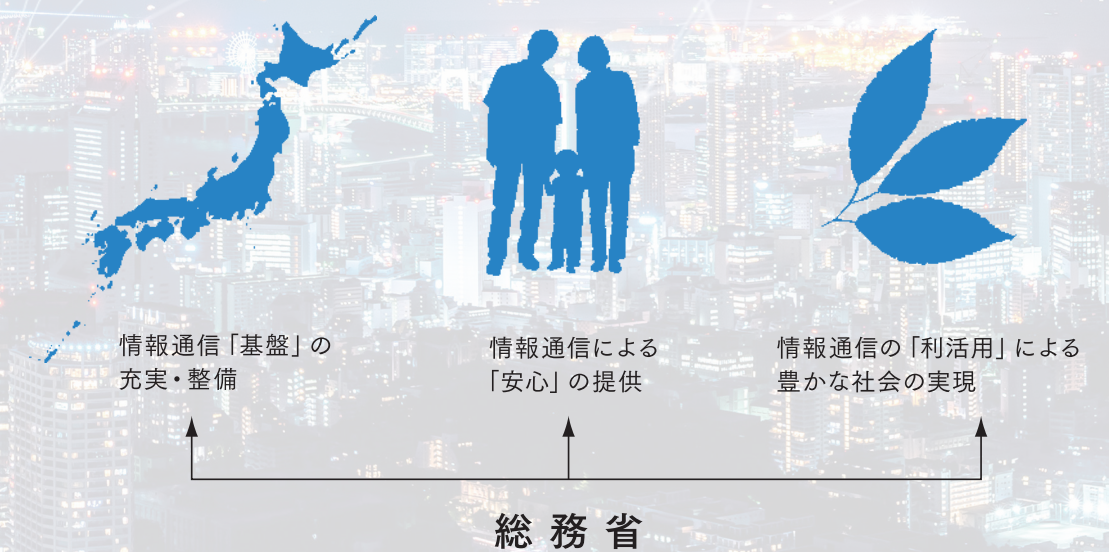


任務伝達式 広島市南区W the Bride's Suite

ICTによる成長戦略の実現

日本経済の活性化と、豊かで安全な社会の構築を、
情報通信技術により実現していく。

経済活力の源泉ともなれる、ICT産業。諸外国においても、経済成長の柱として期待され、国家戦略として策定されています。総務省は、日本経済を成長軌道に乗せるとともに、様々な産業・セクターのサービスを向上させるため、情報通信基盤の整備と、国民のICT利活用を推進しています。日本経済の活性化と、より豊かで安全な国づくりを目指して、総務省はこれからもICTによる様々な取組を続けていきます。



国際戦略局

Global Strategy Bureau

国際戦略局

- 国際戦略課
- 技術政策課
- 通信規格課
- 宇宙通信政策課
- 国際展開課
- 国際経済課
- 国際協力課
- 参事官



Mission ICT(情報通信技術:Information & Communications Technology)は我が国経済の成長力・競争力の主要な源であり、この分野の国際競争力の強化を図ることは我が国の経済全体の成長を牽引する大きな原動力となります。国際戦略局では、グローバルな視点から、ICT分野における戦略的な研究開発や標準化活動、海外展開活動などに一体的に取り組むと共に、ICT分野のみならず、郵便、消防、統計、行政相談制度など、総務省における海外展開に向けた取組を総合的・戦略的に推進しています。

海外展開の推進

総務省では、我が国の民間投資を喚起し、持続的経済成長を実現するための主要なエンジンの一つであるICT分野の海外展開の推進を重要な政策課題としています。これまで、日本方式の地上デジタル放送(地デジ)採用や同方式の普及活動、地デジで培った協力関係をICT分野全体への協力へ拡大していくための働きかけ、放送コンテンツの売込み支援、防災ICTや郵便システム、無線システムなど日本企業による海外展開支援等に精力的に取り組んできました。

近年は、新型コロナウイルス感染症の世界的流行等を契機として、社会・経済のデジタル化が加速しており、通信ネットワークの整備・高度化や課題解決に効果的なデジタルソリューションへのニーズが世界的に増大しております。

こうした中、総務省では我が国のデジタル産業の国際競争力強化及びデジタル技術を活用した世界的な課題解決を目的に、5G/Open RAN、光海底ケーブル、データセンター等のデジタルインフラ等の海外展開を株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構(JICT)や関係機関と連携し、また官民連携の枠組みである「デジタル海外展開プラットフォーム」を活用し、推進しています。

また、令和4年7月に新たに策定した「総務省海外展開行動計画2025」のもと、ICTのみならず、郵便、電子政府、統計、消防、行政相談制度など総務省の有する幅広い分野での海外展開を総合的、戦略的に推進し、日本の技術と経験を活用しながら世界の経済発展と社会課題解決に貢献していきます。



ドイツ ヴィッティンゲン デジタル・交通大臣との協力覚書に署名した松本総務大臣

諸外国・国際機関との政策協調等

総務省では、社会経済活動のグローバル化により国境を越えた情報流通やビジネス・サービスが進展する中、WTOや各種経済連携協定(EPA)の交渉を通じて、デジタル分野における国際的なルール形成を先導し、相手国の外資規制の撤廃・緩和等の我が国産業のニーズを充足するための貿易枠組みを構築するとともに、円滑な情報流通に向けた環境の整備にも取り組んでいます。

そのほか、二国間のみならず、G7、G20、国連、APEC、OECD、ITU、APTといった多国間の枠組みでも政策協議を行い、情報の自由な流通の促進、安心・安全なサイバー空間の実現、質の高いICTインフラの整備、国連の持続可能な開発目標(SDGs)の実現への貢献等のICT分野に関する国際連携の取組についても、総務省として積極的にリードしています。

情報通信技術戦略の推進

社会全体のデジタル化を推進し、我が国の国際競争力を強化していく観点から、情報通信分野の研究開発及びその成果の社会実装等を戦略的に推進していくことが一層重要となっています。こうした取組は政府全体で進める「新しい資本主義」や「デジタル田園都市国家構想」等を実現・加速する観点からも重要と位置付けられ、政策の柱として推進していく方針となっています。

そうした中で、総務省では、次世代の情報通信インフラであるBeyond 5G(6G)をはじめ、AI、量子通信、宇宙通信等の先端的な情報通信技術の研究開発や国際標準化等を戦略的に推進しています。また、我が国で情報通信分野を専門とする唯一の公的研究機関である国立研究開発法人情報通信研究機構(NICT)を通じて、世界最先端の基礎的・基盤的な研究開発にも取り組んでいます。

特にBeyond 5G(6G)については、国際的な開発競争が激化する中、我が国の研究開発等の取組を強化すべく、総務省において、NICT



G7群馬高崎デジタル・技術大臣会合で発言する松本大臣

に新たに恒久的な基金を設置し、電波利用料財源も同基金に充てるため、関連予算を計上するとともに、関連法案を令和4年秋の臨時国会に提出し、同年12月に予算と法律が成立・施行されました。総務省では新たな基金を活用し、日本が強みを有する技術分野を中心として、社会実装・海外展開を目指した研究開発を強力に推進していきます。

令和4年度補正予算：662億円
令和5年度当初予算：150億円
＜目指すBeyond 5G(6G) ネットワークの姿＞

革新的情報通信技術(Beyond 5G(6G))基金事業の概要

国立研究開発法人情報通信研究機構及び電波法の一部を改正する法律(令和4年法律第93号) ※補正 予算内訳

(1) 国立研究開発法人情報通信研究機構法の改正
革新的な情報通信技術の創出のための公募による研究開発等の業務に費する費用に充てるための基金(情報通信研究開発基金)をNICTに設けると等を規定。
① 基金の趣旨 ② 基金の設置 ③ 基金業務の区分 ④ 基金業務の報告 ⑤ 現行特許基金との関係

(2) 電波法の改正
電波利用料を財源とする電波の有効利用に資する研究開発のための補助金を基金に充てることできる旨を明確化するとともに、基金の残余額その他当該基金の使用状況を、毎年度、調査・公表することを規定。
〔令和4年12月2日成立、令和4年12月19日施行〕

＜執行イメージ＞
総務省 補助金 情報通信研究開発基金 助成/委託 企業・大学

Topic G7 群馬高崎デジタル・技術大臣会合

2023年4月29日及び30日にデジタル庁及び経済産業省と共同で、群馬県高崎市において「G7 群馬高崎デジタル・技術大臣会合」を開催しました。

同会合では、「越境データ流通及び信頼性あるデータの自由な流通の促進」、「安全で強靱なデジタルインフラ構築」、「自由でオープンなインターネットの維持・推進」、「経済社会のイノベーションと新興技術の推進」、「責任あるAI」とAIガバナンスの推進、「デジタル市場における競争政策」の6テーマに関して議論を行い、その成果として、5つの附属書を含む「G7群馬高崎デジタル・技術閣僚宣言」が採択されました。

このうちAIについては、同会合の成果を踏まえ、同年5月19日から21日に開催された「G7広島サミット」において、「広島AIプロセス」として担当閣僚のもとで速やかに議論を進め、本年中に結果を報告するよう指示する内容が盛り込まれました。

これらを踏まえ、総務省では、2023年の議長国として、各国と連携しながら、AIに関する諸課題について、G7間の議論を主導していきます。



G7群馬高崎デジタル・技術大臣会合の様相

情報流通行政局

Information and Communications Bureau

情報流通行政局

- 総務課
- 情報通信政策課
- 情報流通振興課
- 情報通信 作品振興課
- 地域通信振興課
- 放送政策課
- 放送技術課
- 地上放送課
- 衛星・地域放送課
- 参事官

郵政行政部

- 企画課
- 郵便課
- 信書便事業課



Mission 情報流通行政局は、企業や研究機関、国の行政機関、地方自治体と連携しながら、ICT(情報通信技術:Information & Communications Technology)により社会における情報のやりとりを円滑なものとし、私たちの生活をより豊かなものとするを担っています。

- ICT総合戦略の企画・立案
- ICTの活用による社会課題解決
- 時代に即した放送の在り方の企画・立案
- 郵政事業の適正かつ確実な実施の確保

ICT総合戦略の企画・立案

あらゆる面で国際競争が激化する中、少子高齢化の加速や自然災害の多発といった多様な社会的課題を抱える我が国において、誰一人取り残されることなく豊かさを実感できる社会を実現するために、既存の取組を効率化するとともに、5GやAIをはじめとするICTを最大限に活用して、新たな価値を創出できるよう、情報通信政策の総合的な企画・立案に取り組んでいます。

ICTの活用による社会課題の解決

デジタル社会の形成を誰一人取り残されず人に優しく進めていくためには、デジタルデバイドの解消に取り組むことが不可欠です。このため、特に人的なデジタルデバイド解消施策として、高齢者などへのデジタル活用支援の推進、情報バリアフリー環境を実現するICT機器・サービスの開発支援や電話リレーサービスの普及促進、全世代がICTを適切に活用するためのリテラシー向上に向けた取組を行っています。

また、ICTの活用を通じてさまざまな社会課題を解決すべく、各種施策を講じています。例えば、時間や場所を有効に活用した多様で柔軟な働き方であるテレワークの普及や地方公共団体等によるデジタル実装の取組に対して、①導入・運用計画の策定、②ローカル5G等の新しい通信技術を活用した先進的なソリューションアイデアの実用化(社会実証)、③地域の通信インフラの整備等を総合的に支援しています。

さらに、社会のデジタル化に伴い、知恵・価値・競争力の源泉となったデータの流通・活用を促進することが必要です。個人の関与の下でパーソナルデータの流通・活用を効果的に進める仕組である情報銀行の社会実装の促進や、デジタル技術やデータの活用によって地域課題を解決し、地域活性化につながる新たな価値を創出するスマートシティの推進を通じ、データの流通・活用環境の整備を促進しています。

デジタル時代における放送政策に関する企画・立案

放送は、災害情報や地域情報等の社会の基本情報の共有といった社会基盤の役割を果たしてきました。他方で、スマートフォンの普及等による視聴スタイルの変化やインターネットによる動画配信の普及等、放送を取り巻く環境は急速に変化しています。インターネットを含め情報空間が放送以外に広がるデジタル時代において、情報空間全体におけるインフォメーション・ヘルスの確保の観点から、取材や編集に裏打ちされた信頼性の高い情報発信等を行っている放送の役割に対する期待が増えています。

そこで総務省では、放送を取り巻く環境が変化する中においても、良質な放送コンテンツが多様な伝送手段により全国の視聴者に提供され、引き続き放送がその社会的役割を維持・発展できるよう、放送事業者の経営基盤を強化することでコンテンツ制作に注力できる環境整備に取り組んでいます。

また、近年、頻発化・激甚化している台風等の大規模な災害に対応するため、放送ネットワークの強靱化に向けたケーブルテレビの光化への支援や、停電時であっても放送が継続できるようにするための停

電対策や予備設備の整備の推進、ラジオ難聴対策等の推進を行っています。放送は国民の生命・財産の確保に不可欠な情報を確実に提供するため、災害時の情報入手手段として重要な役割を果たしていることから、テレビ放送を通じた情報アクセス機会の確保を実現するため、指針の策定や字幕番組、解説番組、手話番組等の制作費の助成により、視聴障に障害のある方等に向けた放送の普及も促進しています。

さらに、コンテンツ分野は、我が国の成長を牽引する産業として期待され、ソフトパワーにも大きな役割を果たすものです。我が国の放送コンテンツは、その強みを活かして高い評価を得ているものもあり、コンテンツの制作人材の確保・育成を通じて、さらなる海外展開を推進するとともに、地方創生にもつなげるべく、地方の魅力を放送コンテンツを通じて世界に発信する取組を支援しています。



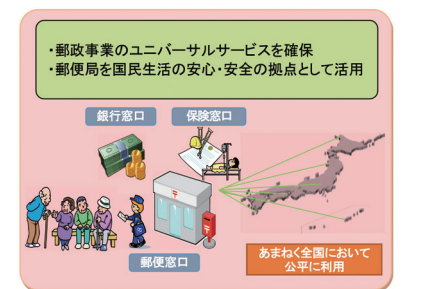
郵政事業の適正かつ確実な実施の確保

郵政事業は、2007年に民営化され、2015年には、日本郵政株式会社、株式会社ゆうちょ銀行、株式会社かんぽ生命保険の3社の株式が上場されました。総務省では、郵政事業に係るユニバーサルサービスがあまねく全国で確保されるよう適切に指導・監督するとともに、全国2万4千の郵便局を国民生活の安心・安全の拠点として活用するため、利用者の目線に立った新たな事業の展開及び郵便局の利便性の向上を促進しています。

また、万国郵便連合(UPU)等を通じた国際協力・国際貢献の推進、日本型郵便インフラシステムの海外展開を通じた郵便関連ビジネスの

創出の促進などの施策を推進しています。

さらに、信書の送達について利用者の選択の機会の拡大を図るため、民間事業者が信書を取り扱うことができる信書便事業制度を導入し、その業務の適正な運用の確保に向けて適切に指導・監督しています。

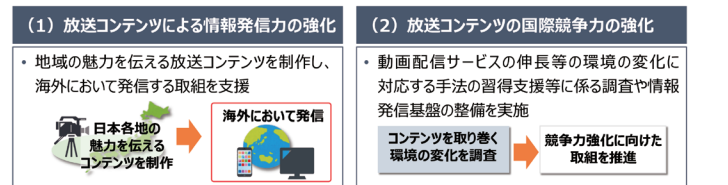


国際見本市を通じた放送コンテンツの海外展開の推進

動画配信サービスの伸張等によって国境を越えたコンテンツの流通が進んでおり、我が国でも海外のコンテンツの存在感が高まりつつあります。このような状況の中、我が国のコンテンツ産業が発展していくためには、世界を視野に入れて質の高いコンテンツを制作し、海外展開を積極的に図ることで拡大する市場の成長を取り込んでいくことが必要です。

コンテンツの海外展開においては、世界中の関係者が一堂に会し、コンテンツの紹介や交渉、取引等を行う国際見本市が中心的な役割を担っています。総務省では、放送を所管する立場から、MIPCOM(フラン

ス・カンヌ)、TIFFCOM(東京)やATF(シンガポール)等の国際見本市において、官民が連携してセミナーを開催するなどのPR活動を実施し、我が国のコンテンツを広く海外展開していくための支援を行っています。



総合通信基盤局

Telecommunications Bureau

総合通信基盤局

総務課

電気通信事業部

事業政策課

料金サービス課

データ通信課

電気通信技術

システム課

安全・信頼性対策課

基盤整備促進課

利用環境課

電波部

電波政策課

基幹・衛星移動

通信課

移動通信課

電波環境課

Mission

総合通信基盤局は、ありとあらゆる主体が情報通信を活用する上で前提となる次のようなルール策定や環境整備を行うことにより、我が国の情報通信が安心安全かつ確実に機能するための仕組みづくりを担っています。

- ・デジタル基盤の整備
- ・電気通信市場における公正な競争の促進
- ・安心・安全なICT利用環境の整備
- ・電波の有効利用の促進や利用環境の整備

デジタル基盤の整備

政府は、成長と分配の好循環による「新しい資本主義」の実現を目指しています。その重要な柱の1つである「デジタル田園都市国家構想」は、高齢化や過疎化などの社会課題に直面する地方においてこそ新たなデジタル技術を活用するニーズがあることに鑑み、地方からのデジタル実装により、地方が抱える課題を解決するとともに、地域の個性を活かしながら地方を活性化することで、地方から国全体へのボトムアップの成長を実現し、持続可能な経済社会を目指すものです。

同構想の実現のためには、デジタル実装の前提となるデジタル基盤が地方を含む全国に整備されていることが必要不可欠であり、総務省では、同構想の実現に向けて2022年3月に「デジタル田園都市国家インフラ整備計画」を策定(2023年4月改訂)し、光ファイバ、5G等のデジタル基盤整備の取組を本計画に沿って強力に進めています。(詳細はTopicを参照)。

電気通信市場における公正な競争の促進

近年、我が国の電気通信市場においては、携帯電話やブロードバンドの普及、移動系通信事業者を主としたグループ単位での競争の進展等の大きな環境変化が起きており、そうした環境変化も踏まえた上で、公正な競争環境を引き続き確保していくための制度整備等が一層重要になってきています。総務省では、電気通信事業者によって多種多様な電気通信サービスが低廉な料金で提供されるよう、電気通信市場における公正な競争環境の整備に取り組んでいます。モバイル市場においては、SIMロックの原則禁止や違約金の撤廃、キャリアメール持ち運びサービスの開始、eSIMの導入等の取組が進展しています。

安心・安全なICT利用環境の整備

総務省では、消費者が意図しない契約を締結することがないよう、また、容易に契約を解消できるよう、実効的な消費者保護ルールの策定・運用に努めています。

また、利用者に関する情報の適正な取扱いの確保や、インターネット上の誹謗中傷を始めとする違法・有害な情報への対策等を通じて、国民が安心してICTサービスを利用できる環境の整備にも取り組んでいます。特に、誹謗中傷対策について発信者情報開示のための裁判手続の簡易・迅速化を図るため、新たな裁判手続の創設を含む改正プロバイダ責任制限法が2022年10月1日に施行されました。

近年では、検索サービスやSNSなどのプラットフォームサービスを提供する事業者による利用者に関する情報の取得・管理等に対する利用者の不安が高まっています。これを受け、2022年6月には、ICTサービスの利用者に関する情報の適正な取扱いに係る制度の整備などを内容とする電気通信事業法の改正を行いました。

また、総務省では、電気通信事業者の通信設備の停電対策や通信回線の冗長化などを制度化するとともに、具体的な対策方法を情報通信ネットワーク安全・信頼性基準において規定するなど、自然災害時などに通信を途絶させないための施策に取り組んでいます。

電波の有効利用の推進

電波は、携帯電話やテレビなどの生活に身近なものから、警察、消防・救急、航空、船舶、防災など公共性の高い無線通信、更には物流管理や食の安全性、医療、交通、ホームネットワークやロボットまで様々な分野において利用され、社会基盤を構築する重要な要素です。

総務省では、例えば、第5世代移動通信システム(5G)の社会実装に向けて、研究開発、国際連携・国際標準化、実証試験などの取組を推進してきました。2019年4月には携帯電話事業者4者に対して5G用周波数の割当てを行い、2021年3月末までに全都道府県で5G商用サービスが開始されています。また、2021年4月及び2022年5月に携帯電話事業者に対して追加の5G用周波数を割り当てるなど、更なる5Gの普及を図っています。

また、2023年1月から開催した「5Gビジネスデザインワーキンググループ」において、同年7月、世界に先駆けて5Gビジネスを拡大していくため、インフラ整備、機器・端末の普及、ユースケースの創出に一体的に取り組むことや、それに資する新たな割当方式としての「条件付オー

クション」の制度設計について方向性を取りまとめ、必要な取組を進めています。

さらに、5Gの次の世代の移動通信システムとなる「Beyond 5G」は、2030年頃の実用化が見込まれており、その実現に向けて、産学官一体となったグローバルかつ戦略的な活動に取り組んでいます。

電波の利用環境の整備

消防無線、航空・海上無線、携帯電話などで、電波を支障なく利用できるよう、妨害源の迅速な排除や不法無線局の取締りを実施しています。また、無線局のデータベースシステムの構築のほか、電波を安心して利用していただくための知識やルールの周知・啓発活動を行っています。

さらに、電波が人体などに与える影響の科学的な解明や、電波利用における人体防護の指針である「電波防護指針」の策定、電気・電子機器などからの漏えい電波に関する規格の策定などを通じて、誰もが安心して安全に電波を利用できる環境の整備に努めています。

Topic

デジタル田園都市国家構想の実現に向けたデジタル基盤の整備

総務省では、「デジタル田園都市国家構想」の実現に向け、「デジタル田園都市国家インフラ整備計画」(2022年3月策定、2023年4月改訂)に基づき、デジタル基盤整備を推進しています。

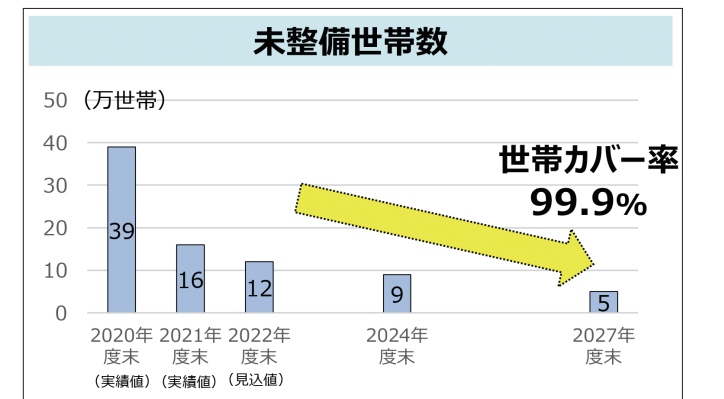
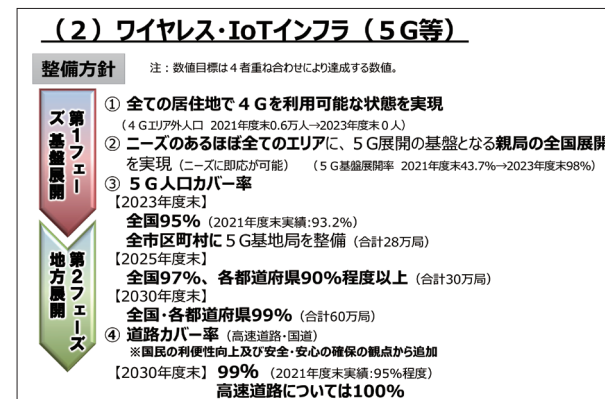
具体的には、2027年度末までに光ファイバの世帯カバー率を99.9%とするために、離島等における整備を進めます。また、2030年度末までに5Gの人口カバー率を99%とするとともに、同年度末までに高速道路のカバー率を100%にするなど、非居住地域を含む5G等のエリア整備を推進していきます。光ファイバ、5G等については、自治体、事業者、総務省等により地方ブロック単位で開催する「地域協議会」等を活用し、地域におけるデジタル実装とインフラ整備のマッチングを図りながら、デジタル基盤の整備に取り組みます。

さらに、データセンターの拠点整備の取組と連動して、国際海底ケー

ブルの多ルート化等により我が国の国際的なデータ流通のハブとしての機能強化に向けた取組を促進します。

このほか、離島、海上、山間部等の効率的なカバーや、上記の地上系ネットワークの冗長性の確保に有用な、HAPS(High Altitude Platform Station)や衛星通信などの非地上系ネットワーク(NTN)の早期国内展開にも取り組んでいきます。高度20km程度の成層圏の飛行機等に、携帯電話基地局等の機能を搭載することで広範囲の通信エリアを構築するHAPSについては、技術実証や制度整備等を進めるほか、2025年の大阪・関西万博等での実証・デモ等の機会を捉えた海外展開を推進します。

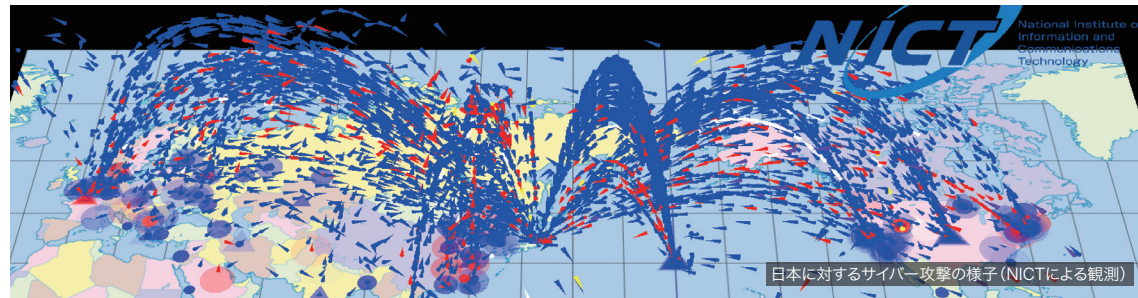
引き続き、総合通信基盤局ではデジタル基盤の整備を着実に実行し、デジタル田園都市国家構想の実現に貢献していきます。



サイバーセキュリティ統括官

サイバーセキュリティ統括官

参事官



Mission

IoT/5G時代の到来を踏まえ、官民連携によるセキュリティ対策の推進、不足する人材の育成、研究開発の推進、国際連携の推進等により、サイバーセキュリティの確保に取り組んでいます。

サイバーセキュリティ政策の推進

自由で開かれたサイバー空間は我々に様々な恩恵を与えてくれています。しかし、攻撃者は、このサイバー空間を悪用し、我が国の重要インフラに攻撃を仕掛け、政府や企業が持つ情報を狙っています。そうした高度なサイバー攻撃から日本の情報通信ネットワークをどう守れば良いか？普及が進む5Gや更なる先のB5G/6Gを見据えつつ、押さえるべきセキュリティ上のポイントはどこか？通信の秘密を確保し、表現の自由を発展させながら、どうすればサイバー空間を安全にできるのか。法律、予算、産業界との協力、同盟国との連携、先端技術の研究開発…サイバーセキュリティ統括官室では、あらゆる政策手段を選択肢に、日々、我が国のサイバーセキュリティに向き合っています。

例えば、身の回りに浸透するIoT機器のセキュリティ対策では、国立研究開発法人情報通信研究機構(NICT)と連携し、サイバー攻撃に悪用されるおそれのあるIoT機器を調査・特定し、該当機器の利用者に対し注意喚起を行う取組「NOTICE」(後述)を実施しています。

また、国家のサイバーセキュリティの屋台骨である人材の育成については、インシデントに即応できる実践的人材を育成する実践的サイバー防御演習「CYDER」や、若年層を対象に第一線の技術者が1年かけて指導する「SecHack365」などを実施し、将来の我が国のサイバー空間を担う人材を育てています。

更には、国境を越えるサイバー攻撃への対処のため、米国や欧州各国政府等との政策調整や情報共有、産業界同士の連携の促進等による重層的・多面的な協力関係の強化も進めているほか、タイに設置した「日ASEANサイバーセキュリティ能力構築センター」を舞台としたASEANとの交流による西太平洋からインド洋にまたがる広大な地域のサイバー空間の安定性の確保に向き合っています。

こうした政策立案を正しく行うためには、サイバー空間の情勢や攻撃者の動向を正確に読み解く必要があります。このため、NICTと連携し、サイバーセキュリティに関する産学官の結節点となる先端的基盤「CYNEX」をはじめ、世界的にも有数の規模を誇るサイバー攻撃観測網「NICTER」や、攻撃者を誘い込み挙動を調査する「STARDUST」等の最先端の研究基盤を活用し、サイバー空間の情勢把握を進めています。

これらに加え、デジタル化を支える暗号技術の安全性確保、なりすましやデータの改ざん防止等の仕組みであるトラストサービスの導入推進、テレワークや無線LAN、スマートシティのセキュリティ対策なども政策領域です。

Topic

サイバー攻撃に悪用されるおそれのあるIoT機器の調査 (NOTICE)

近年、社会全体のデジタル化が進み、IoT機器は、私たちにとって不可欠なものとなっている一方で、こうしたIoT機器を悪用したサイバー攻撃が増えており、重要な政策課題となっています。これに対し、総務省では、サイバー攻撃に悪用される恐れのあるIoT機器を調査し、機器の利用者に注意喚起を行う取組である「NOTICE」を実施しているところ、サイバー攻撃の複雑化・巧妙化に対応するため、「NOTICE」の更なる充実に向けた取り組みを進めています。

施設等機関・特別の機関

自治大学校

地方公共団体の民主的かつ能率的な運営を期するため、地方公務員の資質の向上、公務能率の発揮・増進を目的とした高度な研修を実施する、我が国唯一の中央研修機関です。卒業した研修生は、全国の地方公共団体の幹部として活躍しており、その中には知事や市町村長も多数います。

現在、最長4か月間の課程を含めて年間9課程16コースの研修課程があり、毎年約1千人が受講しています。研修内容は、地方公務員の政策形成能力や行政経営能力の養成に重点を置いており、公共政策大学院水準を意識しながら、社会経済情勢や行政ニーズの変化、新たな政策課題に対応して、不断の見直しを行っています。

また、地方自治や地方公務員に対する研修内容・方法についての調査研究、研修用資料・テキストの作成等も実施しているほか、EROPA(行政に関するアジア・太平洋地域機関)の「地方行政センター」として、諸外国の地方行政制度の調査・研究や外国公務員に対する研修を行っています。

情報通信政策研究所

情報通信政策研究所は、情報通信政策に関する基礎的な調査研究と情報通信行政に従事する職員の研修を専門的に行うことを目的に設置されています。

1 情報通信政策に関する基礎的な調査研究等

メタバース等の仮想空間の利活用等に関する調査研究など、情報通信を取り巻く急速な環境変化に的確に対応した調査研究等を実施しており、研究成果の発信、研究者等との連携等により、政策形成への寄与に努めています。

2 情報通信行政に従事する職員の研修

情報通信分野の発展・高度化に対応した行政を的確に推進していくため、変化の著しいICTに関する高度な専門的知識・技能の修得を目的とした研修を実施し、人材の育成に努めています。

統計研究研修所

統計研究研修所は、統計技術に関する研究及び統計に関する我が国唯一の専門研修機関として、国・地方の公務員に対し、統計リテラシーの向上を目的として統計研修を行っています。

統計技術に関する研究としては、ビッグデータに関する情報の収集・整理、各府省共通の統計技術に関する研究、各府省・地方公共団体からの要請に応じた統計技術支援などを実施しています。

また、統計研修については、統計の知識を体系的・段階的に習得する「業務レベル別研修」(統計担当者向け入門・本科(総合課程)等)と、特定の分野に関する知識を習得する「分野別研修」(国民・県民経済計算、GISによる統計活用等)を実施しています。

中央選挙管理会

衆議院比例代表選出議員及び参議院比例代表選出議員の選挙並びに最高裁判所裁判官の国民審査に関する事務を管理し、また、法人格を取得しようとする政党の確認を行います。

政治資金適正化委員会

政治資金規正法に基づき設置された機関で、登録政治資金監査人の登録・研修に関する事、政治資金監査に関する具体的な指針の策定、収支報告書の記載方法に係る基本的な方針の策定などを行います。

自治紛争処理委員

地方公共団体相互間の紛争等に際し、事件ごとに任命され、地方公共団体相互間の紛争の調停、都道府県の市町村に対する関与に関する審査、地方公共団体相互間の連携協約に係る紛争に関する処理方針の提示、地方自治法の規定による審査請求に係る審理等を行います。

消防大学校

消防大学校は、市町村の幹部消防職員、消防団員に対する専門的で高度な教育訓練、都道府県及び政令指定都市の消防学校への講師派遣、新しい時代の消防防災業務を円滑に行うための様々な講習会を開催しています。

消防研究センター

消防研究センターは、消防防災の科学技術に関する研究を総合的・組織的に行う我が国唯一の国立研究機関です。特に、国が担う必要のある社会的緊急性の高い領域での安全確保を図るため、災害時における消防の活動その他消防科学技術に関する研究調査及び試験を行っています。

総務省の審議会等

名称	主な所掌事務	構成員等
地方財政審議会	地方交付税、地方譲与税、各種交付金、地方公共団体の翌年度の歳入歳出総額の見込額等について、法令によりその権限に属させられた事項に関し、総務大臣に必要な勧告をすること並びに法令によりその権限に属させられた事項及びこれに影響を及ぼす制度に関し、関係機関に意見を述べることを。	・委員…地方自治に関して優れた識見を有する者 ・庶務担当部局…自治財政局
行政不服審査会	各府省の大臣等の諮問に応じて、各府省が行った処分又は不作為に対する審査請求に関して、調査審議を行い、答申すること。	・委員…学識経験者等 ・庶務担当部局…行政不服審査会事務局
情報公開・個人情報保護審査会	行政機関の長等の諮問に応じて、行政機関の長等が行った行政文書等の不開示決定等に対する審査請求に関して、調査審議を行い、答申すること。	・委員…学識経験者等 ・庶務担当部局…情報公開・個人情報保護審査会事務局
官民競争入札等監理委員会	国の行政機関等が行う官民競争入札及び民間競争入札について、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律の規定によりその権限に属せられた事項を審議すること。	・委員…学識経験者等 ・庶務担当部局…官民競争入札等監理委員会事務局
独立行政法人評価制度委員会	主務大臣が行う独立行政法人の目標策定や業務実績評価等に対して政府唯一の第三者機関として意見を述べるほか、特に必要があると認められるときには、内閣総理大臣に対して意見具申を行うこと。	・委員…学識経験者 ・庶務担当部局…行政管理局
国地方係争処理委員会	普通地方公共団体に対する国又は都道府県の関与のうち国の行政機関が行うものに関する審査の申し出につき、地方自治法の規定によりその権限に属せられた事項を審議すること。	・委員…優れた識見を有する者 ・庶務担当部局…自治行政局
電気通信紛争処理委員会	電気通信事業者間の接続、ケーブルテレビ事業者と地上テレビジョン放送事業者間の再放送の同意に関する紛争等に対し、あっせんや仲裁を行うこと。 また、総務大臣が接続協定等の細目裁定、業務改善命令等を行う際に、総務大臣から諮問を受けて審議・答申を行うこと及び競争ルールの改善等について総務大臣に勧告すること。	・委員…電気通信事業、電波の利用又は放送の業務に関して優れた識見を有する者 ・庶務担当部局…電気通信紛争処理委員会事務局
電波監理審議会	総務大臣の諮問等に応じて、電波、放送等に関する事項を審議し、必要に応じ総務大臣に勧告すること、並びに電波法等に基づく総務大臣の処分に対する審査請求について審査及び議決すること。 また、電波の有効利用の程度の評価を行い、必要に応じ総務大臣に勧告すること。	・委員…学識経験者等 ・庶務担当部局…総合通信基盤局
統計委員会	総務大臣等の諮問に応じて公的統計基本計画の案や基幹統計調査の変更等に関して調査審議するとともに、統計及び統計制度の発達及び改善に関する基本的事項について総務大臣に意見を述べることを。	・委員…学識経験者等 ・庶務担当部局…政策統括官(統計制度担当)
恩給審査会	総務大臣の諮問及び付議に応じて、恩給に関する処分に係る審査請求の裁決に係る答申を行うこと及び傷病恩給請求に係る議決を行うこと。	・委員…学識経験者 ・庶務担当部局…政策統括官(恩給担当)
政策評価審議会	総務大臣の諮問に応じて、政策評価に関する基本的事項及び行政運営改善調査に関する重要事項を調査審議するとともに、これらの事項に関し総務大臣に意見を述べることを。「政策評価に関する基本方針」の策定・変更に際し、総務大臣に意見を述べることを。	・委員…学識経験者 ・庶務担当部局…行政評価局
情報通信審議会	総務大臣の諮問に応じて、情報の電磁的流通及び電波の利用に関する政策に関する重要事項を調査審議し、総務大臣に意見を述べることを並びに郵政事業及び郵便認証司に関する重要事項を調査審議し、関係各大臣に意見を述べることを。	・委員…学識経験者 ・庶務担当部局…情報流行政局
情報通信行政・郵政行政審議会	総務大臣の諮問に応じて、電気通信事業法、郵便法、民間事業者による信書の送達に関する法律等の規定により、その権限に属させられた事項を処理すること。	・委員…学識経験者 ・庶務担当部局…情報流行政局
国立研究開発法人審議会	総務大臣が、国立研究開発法人情報通信研究機構及び国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構の業務実績評価等を行う際に意見を述べることを。	・委員…学識経験者 ・庶務担当部局…国際戦略局
消防審議会	消防庁長官の諮問に応じて、消防に関する重要事項を調査審議するとともに、これらの事項に関して消防庁長官に意見を述べることを。	・委員…学識経験者 ・庶務担当部局…消防庁

総務省の地方支分部局

管区行政評価局・行政評価事務所 行政監視行政相談センター

管区行政評価局・行政評価事務所・行政監視行政相談センターは、全都道府県に計50か所配置され、国民に信頼される公正で透明、簡素で効率的な質の高い行政の実現を図るため、地域における国の行政の実態把握や改善を行うことを目的として、行政運営改善調査、行政相談等の業務を実施しています。

行政運営改善調査

国の行政機関等が実施している政策の地域における効果、行政運営の実態、行政課題の発生状況などに関する具体的な情報やデータを収集・分析しています。

行政相談

地域住民から国の行政などへの苦情や意見、要望を受け付け、必要に応じ関係行政機関などにあっせんを行い、その解決や実現の促進を図るとともに、行政の改善に生かしています。また、地震・台風等の災害発生に際しては、関係機関等と連携し、被災者等からの相談に対応しています。

※「行政苦情110番」：全国どこからでも

おこまりなら まる まる くじょーひゃくとおぼん
0570-090110

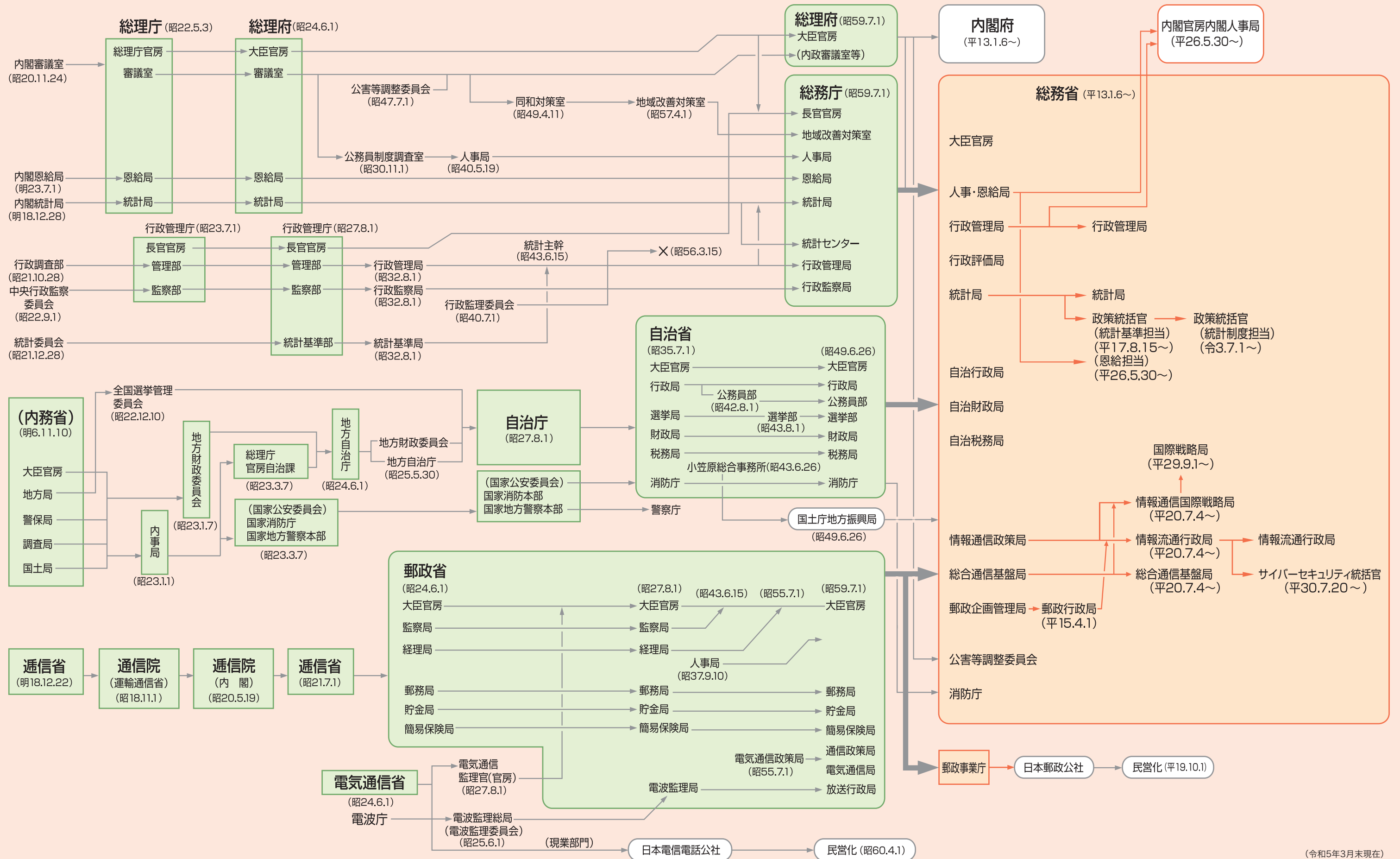


総合通信局等

総合通信局及び沖縄総合通信事務所は、電波、電気通信の規律・振興、地域における情報化の推進等の情報通信行政に関する、地域の実情に応じた施策の実施機関及び国民との窓口機関として、地方公共団体や地域の事業者等に対し、以下のような業務を実施しています。

- 電気通信事業の規律・監督
- 無線局の免許等
- 地域の特性に応じた情報化の推進
- 電波の有効利用の促進
- サイバーセキュリティの確保
- 電波の監視等
- 放送局の免許等
- 不要電波障害の調査
- ケーブルテレビの登録等
- 信書便事業の監督

総務省の沿革



(令和5年3月末現在)

国家行政のマネジメントとその改革、
時代の変化に即した「地方自治」の追究、
ICTによる成長戦略の実現など、
総務省はこれからも、広い視野と生活者の視点で
国民の暮らしを支えていきます。

一人一人が豊かさを実感できる国づくりを目指して、
今日も私たちは歩みを進めていきます。

くらしの中に総務省